

事務事業の概要と現況

—令和元年5月—

健康福祉部
北区保健所
北区福祉事務所

31北健生第1793号
令和元年6月11日

北区議会議員 様

東京都北区保健所長 前田 秀雄
(公印省略)

事務事業の概要と現況-令和元年5月-(北区保健所)の一部訂正について(依頼)

標記の件につきまして、内容の一部に誤記がありました。

お詫び申し上げますとともに、ご多忙の折大変恐縮ですが、下記のとおりご訂正いただきますようお願いいたします。

記

訂正部分

○事務事業の概要と現況—令和元年5月—(北区保健所) P. 94

(2) ねずみ・害虫等対策

項目の丸数字連番について、別紙「訂正箇所」のとおり

①ねずみ・衛生害虫相談指導 ④殺そ剤配布 ⑤ハチ対策 ⑥蚊対策
下線部分を

①ねずみ・衛生害虫相談指導 ②殺そ剤配布 ③ハチ対策 ④蚊対策
に、ご訂正いただきますようお願いいたします。

別紙「訂正箇所」

—事務事業の概要と現況（北区保健所）令和元年5月—

③ 営業施設の空気検査

営業者、利用者にとって快適な環境を保ち、健康被害を防ぐために、理容所、美容所、クリーニング所の空気検査を行っている。

理容所空気検査実施数（平成30年度）	15施設
美容所空気検査実施数（平成30年度）	19施設
クリーニング所空気検査実施数（平成30年度）	0施設
興行場空気検査実施数（平成30年度）	0施設
特定建築物空気検査実施数（平成30年度）	5施設

(2) ねずみ・害虫等対策

① ねずみ・衛生害虫相談指導

感染症を防ぐため、ねずみ・衛生害虫の防除方法等について区民から相談を受け、指導している。

相談指導件数（平成30年度）	714件
----------------	------

② 殺そ剤配布

家屋内等のねずみを駆除するため、区民に殺そ剤及び粘着板を配布している。

殺そ剤（リン化亜鉛2g×2/1袋）（平成30年度）	500袋
粘着板配布数（平成30年度）	297枚

③ ハチ対策

ハチの防除等について、駆除方法等を指導している。また、スズメバチ等人の生命に危険なハチの駆除については、民間業者に巣の除去作業を委託し、被害を未然に防止するよう努めている。

相談指導件数（平成30年度）	312件
スズメバチ等の巣駆除委託件数（平成30年度）	42件

④ 蚊対策

デング熱等蚊媒介感染症の患者発生を未然に防止するため、蚊の発生時期である4～8月に、区道、区立公園および区立児童遊園の雨水枡に対し、昆虫成長制御剤を委託業者が散布し、成虫の発生抑制に努めている。

昆虫成長制御剤散布薬剤数（平成30年度）	57,285個
----------------------	---------

目 次

健康福祉部・北区保健所・北区福祉事務所

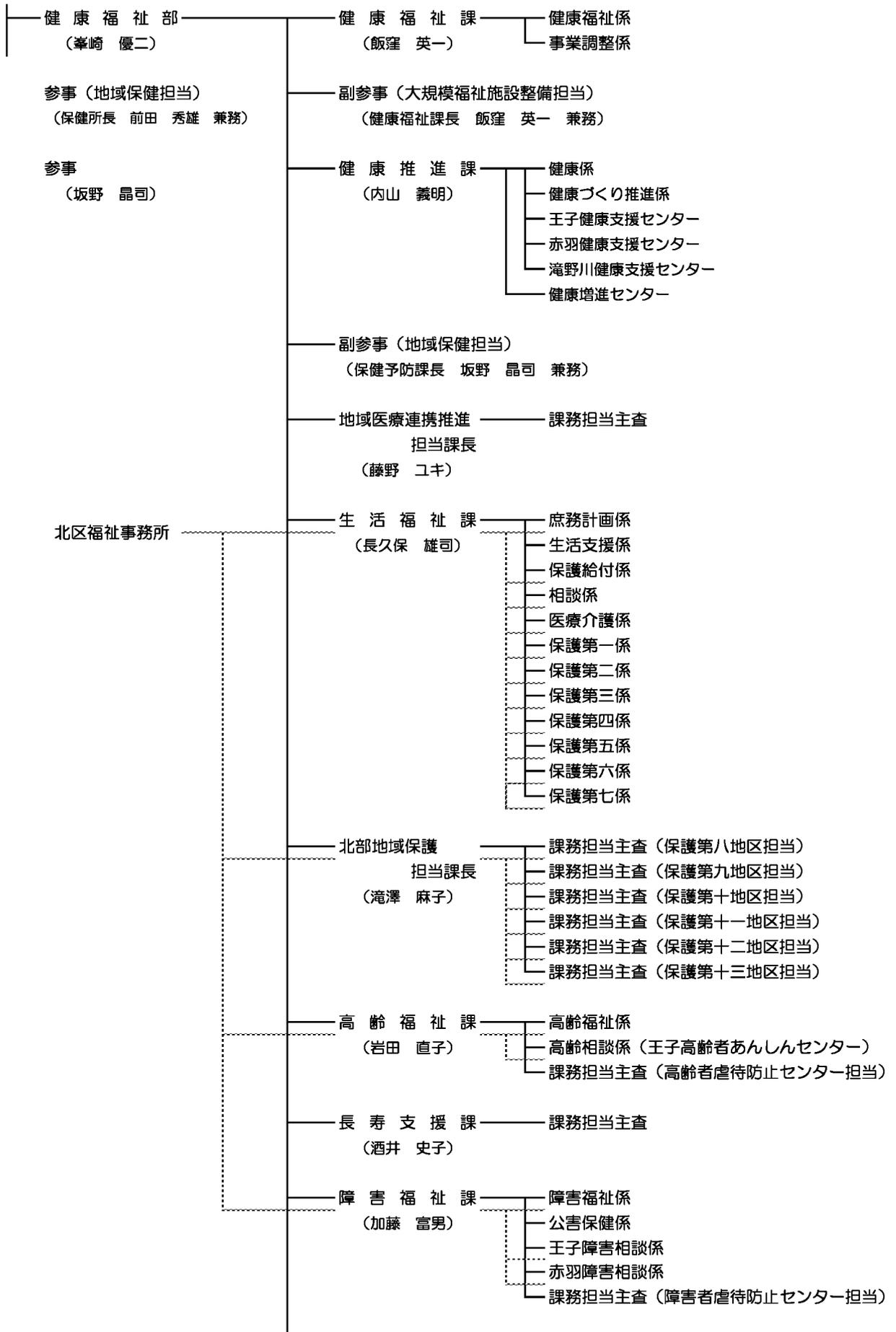
組 織 図	1 頁
職 員 配 置 状 況	3 頁
分 掌 事 務	5 頁
健 康 福 祉 課	18 頁
健 康 推 進 課	23 頁
地域医療連携推進担当課長	48 頁
生 活 福 祉 課（北部地域保護担当課長を含む）	51 頁
高 齢 福 祉 課	58 頁
長 寿 支 援 課	63 頁
障 害 福 祉 課	70 頁
介 護 保 険 課	86 頁
生 活 衛 生 課	92 頁
受動喫煙防止対策担当課長	97 頁
保 健 予 防 課	98 頁
障害者福祉センター	108 頁

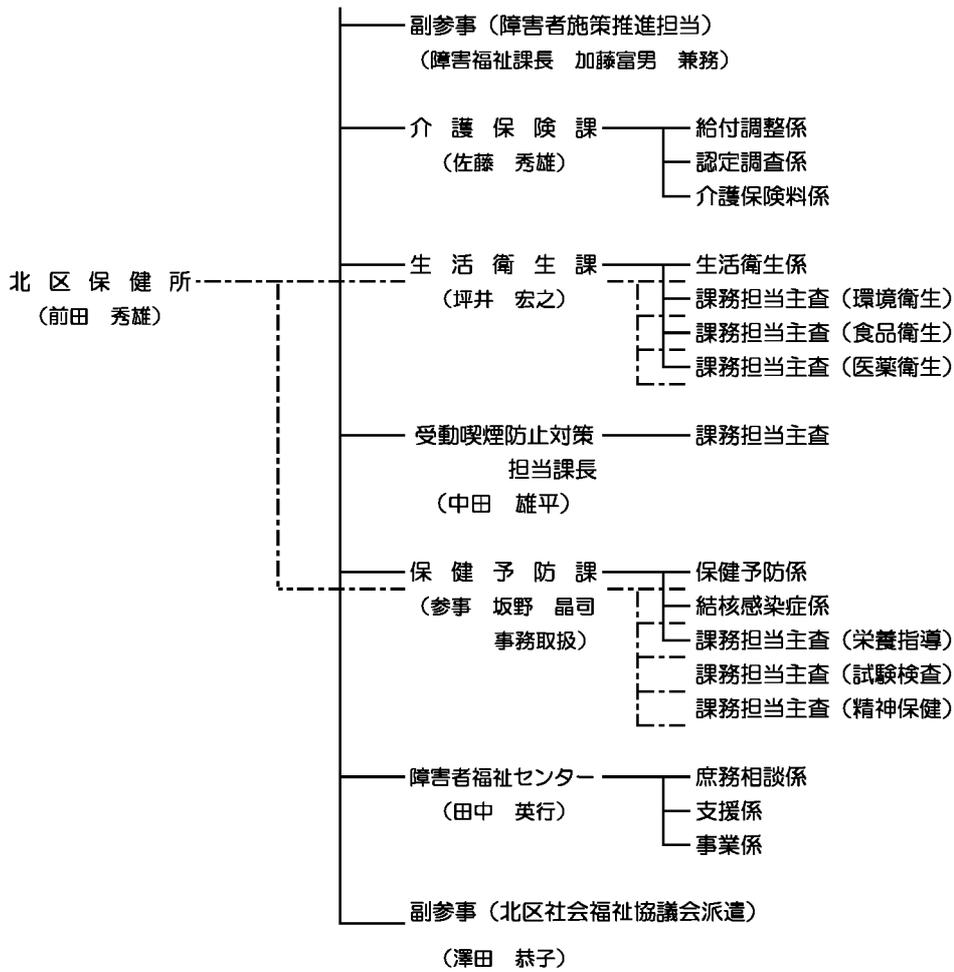
※注釈 1 各事業名の後の金額は、令和元年度予算額です。

※注釈 2 5月1日以降は「令和」と表示しています。

健康福祉部・北区保健所・北区福祉事務所組織図

平成31年4月1日現在





職員配置状況（職層別）

平成31年4月1日現在

	合計	部長	課長	係長・主査	係員	再任用	再雇用	備考
健康福祉課	14	1	1	4	6	2		
健康福祉係	9	1	1 ※1(1)	2 ※1(2)	3	2		※1派遣（社会福祉事業団、社会福祉協議会）
事業調整係	5			2	3			
副参事（大規模福祉施設整備担当）			※1(1)					※1兼務（健康福祉課長）
健康推進課	86		1	16	62	6	1	非常勤6
健康係	14		1	2	10	1		
健康づくり推進係	9			1	8			
王子健康支援センター	19			4	13	2		非常勤1
赤羽健康支援センター	21			4	16	1		非常勤1
滝野川健康支援センター	17			4	13			非常勤1
健康増進センター	6			1	2	2	1	非常勤3
参事（地域保健担当）		※1(1)						※1兼務（保健所長）
副参事（地域保健担当）			※1(1)					※1兼務（保健予防課長）
地域医療連携推進担当課長	5		1	2	2 ※1(10)			※1兼務10名 （健康推進課健康係）
生活福祉課	104		1	15	85	3		非常勤7
庶務計画係	8		1	1	6			非常勤3
生活支援係	5			1	4			非常勤2
保護給付係	10			1	9			
相談係	17			4 (13)	10	3		非常勤2 兼務主査13名
医療介護係	8			1	7			
保護第一係	8			1	7			
保護第二係	8			1	7			
保護第三係	8			1	7			
保護第四係	8			1	7			
保護第五係	8			1	7 ※1			※1都派遣研修職員1名受入
保護第六係	8			1	7			
保護第七係	8			1	7			
北部地域保護担当課長	49		1	7	41			
保護第八地区担当	9		1	1 (2)	7 (14)			兼務 主査2名 係員14名
保護第九地区担当	8			1	7			
保護第十地区担当	8			2	6			
保護第十一地区担当	8			1	7			
保護第十二地区担当	8			1	7			
保護第十三地区担当	8			1	7			
高齢福祉課	31		1	6	21	2	1	
高齢福祉係	13		1	3	8	1		
高齢相談係	18			3	13	1	1	
長寿支援課	22		1	3	11	5	2	非常勤1
障害福祉課	69		1	13	47	7	1	非常勤2
障害福祉係	15		1	2	12			
公害保健係	6			1	3	1	1	
王子障害相談係	32			6	23	3		非常勤2
赤羽障害相談係	16			4	9	3		
副参事（障害者施策推進担当）			※1(1)					※1兼務（障害福祉課長）
介護保険課	38		1	5	30	2		
給付調整係	16		1	2	13			
認定調査係	14			2	10	2		
介護保険料係	8			1	7			
生活衛生課	36	1	1	11	22	1		
生活衛生係	7	1	1	2	3			
環境衛生主査	8			2	5	1		
食品衛生主査	15			5	10			
医薬衛生主査	6			2	4			
受動喫煙防止対策担当課長	5		1	1	2	1		
保健予防課	24	1		6	14	3		非常勤2
保健予防係	6	※1	1	1	4			※1参事（保健予防課長事務取扱）
結核感染症係	11			3	6	2		非常勤1
栄養指導主査	2			1	1			非常勤1
試験検査主査	5			1	3	1		
精神保健主査				※1(1)				※1兼務（障害福祉課）
障害者福祉センター	36		1	4	28	3		非常勤1
庶務相談係	8		1	1	5	1		
支援係	21			2	17	2		非常勤1
事業係	7			1	6			
計 13 課	519	3	12	93	371	35	5	

職員配置状況（職種別）

平成31年4月1日現在

	合計	事務 一般事務	福祉 福祉等	医療・技術										技能 介護指導等	業務 一般業務等	他 再任用等	備考	
				医 師	診 療 放 射 線	歯 科 衛 生 士	理 学 療 法 士	検 査 技 術	栄 養 士	保 健 師	看 護 師	衛 生 監 視						
健康福祉課	14	12															2	
健康福祉係	9	7(3)															2	()は派遣
事業調整係	5	5																
副参事（大規模福祉施設整備担当）		(1)																()は兼務
健康推進課	86	36				3				5	35							7
健康係	14	13																1
健康づくり推進係	9	8									1							
王子健康支援センター	19	6			1				1	9								2
赤羽健康支援センター	21	5			1				1	13								1
滝野川健康支援センター	17	3			1				2	11								
健康増進センター	6	1							1	1								3
参事（地域保健担当）					(1)													()は兼務
副参事（地域保健担当）					(1)													()は兼務
地域医療連携推進担当課長	5	5(10)																()は兼務
生活福祉課	104	93	8															3
庶務計画係	8	8																
生活支援係	5	5																
保護給付係	10	10																
相談係	17	11	3															3
医療介護係	8	8																
保護第一係	8	8																
保護第二係	8	7	1															
保護第三係	8	8																
保護第四係	8	7	1															
保護第五係	8	7	1															※一般事務に都派遣研修職員受入1名含む
保護第六係	8	7	1															
保護第七係	8	7	1															
北部地域保護担当課長	49	38	11															
保護第八地区担当	9	7	2															
保護第九地区担当	8	6	2															
保護第十地区担当	8	5	3															
保護第十一地区担当	8	7	1															
保護第十二地区担当	8	8																
保護第十三地区担当	8	5	3															
高齢福祉課	31	22	2								4							3
高齢福祉係	13	12																1
高齢相談係	18	10	2								4							2
長寿支援課	22	11									4							7
障害福祉課	69	39	18								3			1				8
障害福祉係	15	15																
公害保健係	6	4																2
王子障害相談係	32	14	12								2			1				3
赤羽障害相談係	16	6	6								1							3
副参事（障害者施策推進担当）		(1)																()は兼務
介護保険課	38	36																2
給付調整係	16	16																
認定調査係	14	12																2
介護保険料係	8	8																
生活衛生課	36	6		1									28					1
生活衛生係	7	5	1										1					
環境衛生主査	8	1											6					1
食品衛生主査	15												15					
医薬衛生主査	6												6					
受動喫煙防止対策担当課長	5	4																1
保健予防課	24	8		2						2	5		4					3
保健予防係	6	5		1														
結核感染症係	11	3		1							5							2
栄養指導主査	2									2								
試験検査主査	5												4					1
精神保健主査			(1)															()は兼務
障害者福祉センター	36	9	20				1			2	1							3
庶務相談係	8	7																1
支援係	21	1	17									1						2
事業係	7	1	3				1			2								
計 13 課	519	319	59	3	0	3	1	0	7	53	1	32	1	0	40			

分 掌 事 務

平成31年4月1日現在

健康福祉部

健康福祉課

健康福祉係

- 1 保健福祉事業の推進に関すること。
- 2 民生委員推薦会に関すること。
- 3 民生委員及び児童委員に関すること。
- 4 福祉のまちづくりに関すること。
- 5 社会福祉協議会に関すること。
- 6 社会福祉事業団に関すること。
- 7 健康及び福祉関係諸団体との連絡調整並びに支援に関すること(他に規定するものを除く。)
- 8 福祉有償運送に関すること。
- 9 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び旧軍人の恩給等に関すること。
- 10 部の庶務に関すること。
- 11 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
- 12 社会福祉法人に関する連絡調整及び認可等に関すること。
- 13 部内他の課、係に属しないこと。

事業調整係

- 1 区が事業者となる介護老人福祉施設に関すること。
- 2 区が事業者となる通所介護事業に関すること。
- 3 地域保健福祉に関する調査、計画及び調整に関すること(他に規定するものを除く。)
- 4 特別養護老人ホーム等福祉施設の整備に関すること(他に規定するものを除く。)
- 5 ユニバーサルデザインの推進に関すること。
- 6 社会福祉法人に関する報告の徴収、指導監査及び社会福祉充実計画の承認に関すること。

副参事

- 1 区立特別養護老人ホームの大規模改修に関すること。
- 2 民間特別養護老人ホームの整備に関すること。
- 3 民間介護老人保健施設の整備に関すること。

健康推進課

健康係

- 1 成人及び母子保健事業に関すること。
- 2 健康診査及びがん検診等に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 3 予防接種に関すること。
- 4 医療関係諸団体との連絡調整に関すること。
- 5 課内他の係に属しないこと。

健康づくり推進係

- 1 健康づくり計画に関すること。
- 2 区民の健康づくりに関すること（他に規定するものを除く。）。
- 3 健康増進センターに関すること。
- 4 健康づくり推進協議会に関すること。

王子健康支援センター

赤羽健康支援センター

滝野川健康支援センター

- 1 健康相談、健康教育及び保健指導に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 2 区民の健康づくりの支援に関すること。
- 3 予防接種の実施に関すること。
- 4 母性、乳幼児等の健康診査等の実施に関すること。
- 5 成人及び母子保健事業の実施に関すること。
- 6 施設の維持管理及び運営に関すること（滝野川健康支援センターに限る。）。
- 7 健康支援センター間の事務の調整に関すること（王子健康支援センターに限る。）。

健康増進センター

- 1 センターの維持管理及び運営に関すること。
- 2 センターの使用承認に関すること。
- 3 センターの使用料の徴収、免除及び還付に関すること。
- 4 その他区長が必要と認めた事項

副参事

- 1 成人及び母子保健事業の実施に関すること（精神保健に限る）。
- 2 医療関係諸団体との連絡調整に関すること。

地域医療連携推進担当課

課務担当主査

- 1 地域医療連携に関すること。
- 2 休日診療等に関すること。
- 3 在宅療養推進に関すること。

生活福祉課

庶務計画係

- 1 被生活保護世帯等への法外援護事務に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 2 課内他の係に属しないこと。

生活支援係

- 1 生業資金に関すること（償還に関するものに限る。）。
- 2 応急小口資金（母子福祉応急小口資金を含む。）に関すること。
- 3 女性福祉資金に関すること。
- 4 母子及び父子福祉資金に関すること。
- 5 災害援護資金に関すること。
- 6 精神障害者の医療保護入院に係る区長同意に関すること。
- 7 行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律第9条に関すること。
- 8 中国残留邦人等及び特定配偶者への支援に関すること。
- 9 生活困窮者自立支援事業及び北区くらしとしごと相談センターに関すること。

保護給付係

- 1 被生活保護世帯等への法外援護事務の経理に関すること。

相 談 係

- 1 要保護者の相談に関すること。
- 2 女性相談及び母子・父子相談に関すること。
- 3 母子生活支援施設に関すること。
- 4 母子及びひとり親に係る個別的援護事務並びに区長が必要と認めた個別的援護事務の受付、面接相談並びに経理に関すること（他に規定するものを除く。）。

医療介護係

- 1 医療券及び介護券発行に係る法外援護事務に関すること。

保護第一係
保護第二係
保護第三係
保護第四係
保護第五係
保護第六係
保護第七係

上記各係は、担当地区における次の事務を分掌する。

- 1 被生活保護世帯等に係る法外援護事務に関する事。

北部地域保護担当課

課務担当主査（保護第八地区担当）
課務担当主査（保護第九地区担当）
課務担当主査（保護第十地区担当）
課務担当主査（保護第十一地区担当）
課務担当主査（保護第十二地区担当）
課務担当主査（保護第十三地区担当）

上記各担当は、担当地区における次の事務を分掌する。

- 1 被生活保護世帯等に係る法外援護事務に関する事。

高齢福祉課

高齢福祉係

- 1 高齢者の福祉増進に関する事（他に規定するものを除く。）。
- 2 老人保健福祉計画に関する事。
- 3 地域包括ケアシステムの総合調整に関する事。
- 4 地域包括支援センターの経理に関する事。
- 5 シルバー人材センターに関する事。
- 6 授産場に関する事。
- 7 老人いこいの家に関する事。
- 8 課内他の係に属しない事。

高齢相談係

- 1 高齢者福祉事業に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 2 高齢者福祉の総合相談及びサービスの調整に関すること。
- 3 地域包括支援センター事業に関すること。
- 4 介護予防ケアプラン作成の委託に関すること。
- 5 特別養護老人ホームの入所の調整に関すること。
- 6 養護老人ホームの措置に関すること。
- 7 高齢者に係る成年後見に関すること（他に規定するものを除く。）。

課務担当主査

- 1 高齢者虐待防止センターに関すること。

長寿支援課

課務担当主査

- 1 地域包括ケアシステムの推進に関すること。
- 2 高齢者の生活支援体制の整備に関すること。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 4 認知症高齢者の総合支援に関すること。
- 5 高齢者の介護と医療の連携に関すること。
- 6 介護予防事業の企画、計画、調整、普及及び啓発に関すること。
- 7 高齢者のいきがいづくりに関すること。
- 8 高齢者地域自立支援ネットワークに関すること。
- 9 シニアクラブに関すること。
- 10 敬老事業に関すること。
- 11 介護予防拠点施設に関すること。

障害福祉課

障害福祉係

- 1 障害者の福祉増進に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 2 障害者保健福祉に関する調査、計画及び調整に関すること。
- 3 障害者福祉施設の整備に関すること。
- 4 障害者団体との連絡調整に関すること。
- 5 障害者の就労支援に関すること。
- 6 障害者の地域自立生活支援に関すること。
- 7 課内他の係に属しないこと。

公害保健係

- 1 公害健康被害の補償給付に関する事。
- 2 公害健康被害認定審査会に関する事。
- 3 公害診療報酬等審査会に関する事。
- 4 大気汚染に係る健康障害の認定及び医療券の交付等に関する事。
- 5 大気汚染障害者認定審査会に関する事。
- 6 公害保健福祉事業に関する事。
- 7 健康被害予防事業に関する事。

王子障害相談係

赤羽障害相談係

- 1 障害者保健福祉の総合相談及びサービスの調整に関する事。
- 2 障害者保健福祉事業に関する事。
- 3 障害者介護給付費等審査会に関する事。
- 4 障害支援区分の認定に関する事。
- 5 障害支援区分の認定調査に関する事。
- 6 心身障害者医療の助成に関する事。
- 7 障害者自立支援医療に関する事。
- 8 障害者に係る成年後見に関する事（他に規定するものを除く。）。)
- 9 特殊疾病及び難病患者に関する事。
- 10 障害相談係間の事務の調整に関する事（王子障害相談係に限る。）。)

課務担当主査

- 1 障害者虐待防止センターに関する事。

副参事

- 1 障害者保健福祉に関する計画及び施策全般の調整に関する事。
- 2 障害者福祉施設の整備に関する事。

介護保険課

給付調整係

- 1 介護保険事業計画に関する事。
- 2 介護保険の特別会計に関する事。
- 3 介護保険の広報及び統計に関する事。
- 4 介護保険運営協議会に関する事。
- 5 介護保険の給付に関する事。

- 6 高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給に関する事。
- 7 不正利得に関する事。
- 8 国民健康保険団体連合会の事務委託に関する事。
- 9 セルフプランの受付及び作成指導に関する事。
- 10 給付についての苦情相談に関する事。
- 11 給付の統計に関する事。
- 12 介護老人保健施設の指導監査に関する事。
- 13 居宅介護支援及び介護予防支援並びに地域密着型サービス事業者等の指定及び監督に関する事。
- 14 地域密着型サービス拠点施設の整備に関する事。
- 15 介護給付等対象サービス事業者の指導調整に関する事。
- 16 介護予防・日常生活支援総合事業の給付サービス及び事業者に関する事。
- 17 課内他の係に属しない事。

認定調査係

- 1 要介護認定の審査に関する事。
- 2 介護認定審査会に関する事。
- 3 認定調査に関する事。
- 4 認定調査についての苦情相談に関する事。
- 5 認定調査の統計に関する事。

介護保険料係

- 1 第一号被保険者の資格管理に関する事。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の資格管理に関する事。
- 3 住所地特例に関する事。
- 4 被保険者証の発行に関する事。
- 5 介護保険料の賦課徴収に関する事。
- 6 介護保険料の口座振替に関する事。
- 7 介護保険料の還付及び充当に関する事。
- 8 介護保険料の減免に関する事。
- 9 介護保険料その他徴収金の滞納整理に関する事。
- 10 介護保険料の徴収猶予及び滞納処分の停止に関する事。
- 11 介護保険料の差押財産の換価処分に関する事。
- 12 介護保険料についての苦情相談に関する事。
- 13 介護保険料の統計に関する事。

生活衛生課

生活衛生係

- 1 動物の適正飼養に関すること。
- 2 獣医衛生統計調査に関すること。
- 3 課内他の係に属しないこと。

課務担当主査（環境衛生主査）

- 1 ねずみ及び衛生害虫等の防除指導に関すること。
- 2 環境衛生の連絡調整に関すること。

課務担当主査（食品衛生主査）

- 1 食品衛生の連絡調整に関すること。

課務担当主査（医薬衛生主査）

- 1 医薬衛生の連絡調整に関すること。

受動喫煙防止対策担当課長

課務担当主査

- 1 受動喫煙防止対策に関すること。

保健予防課

保健予防係

- 1 地域保健の研究及び研修に関すること（他に規定するものを除く。）。
- 2 課内他の係に属しないこと。

結核感染症係

- 1 結核の予防に関すること。
- 2 エイズの予防に関すること。
- 3 その他感染症の予防に関すること。

課務担当主査（栄養主査）

- 1 栄養指導に関すること。

障害者福祉センター

庶務相談係

- 1 センターの公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 2 センターの公印の管守に関すること。
- 3 センターの予算、決算及び会計に関すること。
- 4 センターの維持管理及び運営に関すること。
- 5 施設の使用に関すること。

- 6 通所バスの運行に関する事。
- 7 障害者（児）の相談に関する事（他に規定するものを除く。）。
- 8 区立の障害者福祉施設に関する事（他に規定するものを除く。）。
- 9 民間の障害者福祉施設の助成に関する事（他に規定するものを除く。）。
- 10 就労継続支援、就労移行支援、自立訓練事業所の支援に関する事（他に規定するものを除く。）。
- 11 障害者の地域活動支援に関する事。
- 12 センターの使用料の徴収に関する事（他に規定するものを除く。）。
- 13 センターが所管する社会福祉法人の業務検査に関する事。
- 14 前各号のほか、他の係に属しない事。

支 援 係

- 1 生活介護事業利用者の生活支援及び作業活動に関する事。
- 2 生活介護事業利用者の保健衛生に関する事。
- 3 生活介護事業利用者の負担金徴収及び介護給付費の請求、代理受領に関する事。
- 4 地域活動に関する事。

事 業 係

- 1 講座・講習会に関する事。
- 2 機能訓練に関する事。

北区保健所 生活衛生課

生活衛生係

- 1 狂犬病予防その他の獣医衛生に関すること。
- 2 所の公文書類の收受、配付、発送、編集及び保存に関すること。
- 3 所の公印の管守に関すること。
- 4 所の歳入歳出予算、決算及び会計に関すること。
- 5 所の維持管理及び運営に関すること。
- 6 所内他の課、係に属しないこと。

課務担当主査（環境衛生主査）

- 1 興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、プール等の許認可及び監視指導に関すること。
- 2 温泉の利用許可及び監視指導に関すること。
- 3 墓地等の許可に関すること。
- 4 特定建築物の届出及び衛生指導に関すること。
- 5 専用水道、簡易専用水道等の水道施設及び飲料水の衛生指導に関すること。
- 6 環境衛生の普及啓発に関すること。
- 7 住居衛生その他の環境衛生に関すること。

課務担当主査（食品衛生主査）

- 1 食品衛生に係る営業許可及び届出受理に関すること。
- 2 食品衛生に係る監視指導及び不良食品の処理に関すること。
- 3 食中毒の調査に関すること。
- 4 食品の検査に関すること。
- 5 食品衛生に係る衛生教育に関すること。
- 6 食品衛生普及啓発に関すること。
- 7 調理師免許に係る申請に関すること。
- 8 製菓衛生師免許に係る申請に関すること。
- 9 その他の食品衛生に関すること。

課務担当主査（医薬衛生主査）

- 1 診療所、助産所、施術所等医療関係施設の許可及び監視指導に関すること。
- 2 医師等医療従事者の免許申請に関すること。
- 3 衛生検査所の登録及び監視指導に関すること。
- 4 救急医療機関の認定申請に係る調査に関すること。
- 5 薬局、店舗販売業、薬局製造販売医薬品製造販売業及び薬局製造販売医薬品製造業の許可及

び監視指導に關すること。

- 6 麻薬小売業者の免許及び監視指導に關すること。
- 7 薬局製造販売医薬品製造販売業に係る承認に關すること。
- 8 高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可及び監視指導に關すること。
- 9 管理医療機器販売業及び貸与業の届出及び監視指導に關すること。
- 10 毒物又は劇物販売業の登録及び監視指導に關すること。
- 11 毒物又は劇物業務上取扱者の届出及び監視指導に關すること。
- 12 家庭用品の試買検査及び品質管理に係る指導に關すること。
- 13 薬物乱用防止に關すること。
- 14 医療衛生統計調査に關すること。
- 15 その他の医薬衛生に關すること。

保健予防課

保健予防係

- 1 地域保健の研究及び研修に關すること。
- 2 人口動態等統計調査に關すること。
- 3 課内他の係に属しないこと。

結核感染症係

- 1 結核対策に關すること。
- 2 エイズ対策に關すること。
- 3 その他感染症対策に關すること。
- 4 エックス線検査に關すること。

課務担当主査（検査主査）

- 1 試験及び検査に關すること。

課務担当主査（栄養主査）

- 1 国民健康・栄養調査に關すること。
- 2 特定給食施設等の栄養指導に關すること。
- 3 健康づくり推進店に關すること。
- 4 栄養表示に關すること。

課務担当主査（精神保健主査）

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に關する法律（昭和25年法律第123号）に基づく保健所長
經由事務に關すること。

北区福祉事務所

生活福祉課

庶務計画係

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）に係る個別的援護事務及び区長が必要と認めた個別的援護事務の経理に関する事。
- 2 被生活保護世帯への自立支援事業計画に関する事。
- 3 所の公印の管守に関する事。
- 4 社会福祉事業統計の総括に関する事。
- 5 所内の他の課、係に属しない事。

保護給付係

- 1 生活保護法に係る措置に基づく経理に関する事。

相談係

- 1 要保護者の相談に関する事。
- 2 生活保護法に係る受付及び面接相談に関する事。
- 3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に係る受付、面接相談及び入所等に基づく経理に関する事。
- 4 生活保護事務の連絡調整に関する事。

医療介護係

- 1 生活保護法に基づく医療券の発行に関する事。
- 2 生活保護法に基づく介護券の発行に関する事。

保護第一係

保護第二係

保護第三係

保護第四係

保護第五係

保護第六係

保護第七係

上記各係は、担当区域における次の事務を分掌する。

- 1 生活保護法に基づく個別的援護事務及び区長が必要と認めた個別的援護事務に関する事。
- 2 児童福祉法に基づく個別的援護事務及び区長が必要と認めた個別的援護事務に関する事。

北部地域保護担当課長

課務担当主査（保護第八地区担当）

課務担当主査（保護第九地区担当）

課務担当主査（保護第十地区担当）

課務担当主査（保護第十一地区担当）

課務担当主査（保護第十二地区担当）

課務担当主査（保護第十三地区担当）

上記各担当は、担当区域における次の事務を分掌する。

- 1 生活保護法に基づく個別的援護事務及び区長が必要と認めた個別的援護事務に関すること。
- 2 児童福祉法に基づく個別的援護事務及び区長が必要と認めた個別的援護事務に関すること。

高齢福祉課

高齢福祉係

- 1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び他の法令に定める個別的援護事務並びに区長が必要と認めた個別的援護事務の経理に関すること。
- 2 課内他の係に属しないこと。

高齢相談係

- 1 老人福祉法及び他の法令に定める個別的援護事務並びに区長が必要と認めた個別的援護事務の受付及び相談に関すること。

障害福祉課

障害福祉係

- 1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び他の法令に定める個別的援護事務並びに区長が必要と認めた個別的援護事務の経理に関すること。
- 2 課内他の係に属しないこと。

王子障害相談係

赤羽障害相談係

- 1 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び他の法令に定める個別的援護事務並びに区長が必要と認めた個別的援護事務の受付及び相談に関すること。

健康福祉部

健康福祉課

1 民生委員・児童委員関係

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域における気軽な相談相手として地域の方から福祉に関する相談を受け、助言、援助等の支援を行っている。

主任児童委員は、児童福祉を専門に担当し、児童福祉関係機関との連絡調整を行い、担当区域の児童委員と一体となって児童福祉分野での活動を展開している。

また、平成19年度から民生委員・児童委員協力員制度が発足し、都知事から委嘱された協力員が民生委員・児童委員の活動の一部に協力している。

(1) 民生委員・児童委員(平成31年4月1日現在) (51,930千円)

【定数】 区域担当委員 304人 主任児童委員 20人

【現員】 区域担当委員 290人 主任児童委員 20人

※十条、王子、豊島・堀船、赤羽東、赤羽中央、桐ヶ丘、赤羽北、滝野川、西ヶ原、田端の10地区に分かれ、毎月地区協議会が開催されている。

《協力員》 定数 30人 現員 14人

(2) 民生委員推薦会 (1,069千円)

推薦委員 14人

民生委員・児童委員の一斉改選及び欠員補充の際に、民生委員候補者を推薦する。

2 補助事業

(1) 北区社会福祉協議会運営費補助 57,470千円

(2) 権利擁護センター「あんしん北」運営費補助 29,582千円

(3) コミュニティソーシャルワーカー配置補助 12,000千円

(4) 北区社会福祉事業団運営費補助 69,066千円

(5) 3地区遺族会 600千円

3 福祉のまちづくり整備の推進 (36千円)

共同住宅や店舗、病院等、多数の人が利用する施設について、高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用できるよう建築主への指導等を行い、バリアフリー化を推進し、だれもが住みやすい、思いやりのあるまちづくりを目指す。

平成30年度実績

相談・受付 相談件数 128件(都のまちづくり条例の相談件数を含む。)

事前協議受付件数 58件(都のまちづくり条例の受付件数を含む。)

4 原爆被爆者に対する援護 (1,073千円)

区内の原爆被爆者に対して見舞金を支給する。(年1回 1人 10,000円)

平成30年度実績 103人

5 戦傷病者・戦没者遺族等の援護並びに旧軍人の恩給に関する受付事務

(1) 旧軍人等の恩給(恩給法)

平成30年度受付 0件 累計 6,630件

(2) 遺族年金、遺族給与金等(戦傷病者戦没者遺族等援護法)

平成30年度受付 0件 累計 3,239件

(3) 弔慰金(戦傷病者戦没者遺族等援護法)

平成30年度受付 0件 累計 3,932件

(4) 戦没者等の妻に対する特別給付金(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法)

平成30年度受付 0件 累計 2,744件

(5) 特別弔慰金(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法)

平成30年度受付 1件 累計 8,782件

(6) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法)

平成30年度受付 0件 累計 703件

(7) 戦没者の父母等に対する特別給付金(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法)

平成30年度受付 0件 累計 103件

6 戦没者の慰霊 (650千円)

平和祈念事業の一環として、北区遺族連合会と戦没者追悼の集いを開催する。

平成30年度実績 実施日 7月31日(場所:北とびあ・さくらホール)

参加者数 161人

平成31年度予定 実施予定日 7月30日(場所:北とびあ・つつじホール)

7 福祉人材確保支援事業

(1) 福祉人材確保支援事業（福祉のしごと総合フェア） (4,910千円)

人員不足に苦慮している福祉職場の人材確保策を支援するため、就職の機会として「北区福祉のしごと総合フェア」を開催し、区民への良質な福祉サービスの提供体制を維持していく。事業の実施は、北区社会福祉協議会に委託して行う。

平成30年度実績 実施日 6月22日、9月29日、1月24日（場所・北とびあ）
参加者数 延べ 295名

平成31年度予定 実施日 6月21日、9月27日、1月23日（場所・北とびあ）

(2) 福祉資格支援事業 (5,500千円)

区内の介護保険施設等において、採用後に業務に従事しながら介護福祉資格を取得しようとする職員を積極的に支援する事業主に対して必要経費を補助することにより、未経験でも就職しやすく、かつ、職員がやりがいと誇りを持って就労できる環境づくりを支援する。

平成30年度実績 介護職員初任者研修：12人
介護福祉士：9人

対象施設 区内の介護保険施設等

対象職員 常勤職員及び非常勤職員

対象資格及び補助額（実費）

・介護職員初任者研修

研修受講料：1人当たり 10万円以内

賃金相当額：1人当たり 5万円以内

・介護福祉士

実技講習受講料と国家試験受験料の合計：1人当たり 15万円以内

賃金相当額：1人当たり 5万円以内

8 受験生チャレンジ支援事業 (7,500千円)

学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援する。事業の実施は、北区社会福祉協議会に委託して行う。

平成30年度実績 相談受付件数（電話を含む） 651件

新規来所者数 105件

貸付件数 199件

9 避難行動要支援者対策事業 (5,517千円)

障害者や一人暮らしの高齢者など災害時に自力で避難することが困難で、特に支援が必要な区民を対象に、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新している。

また、災害時の避難支援を実効性のあるものとするため、個別計画の作成を行う。

10 社会福祉法人の認可及び指導監査等 (979千円)

北区内の社会福祉法人で、北区内のみで事業活動を行う法人に係る設立等の認可事務及び法人の指導監査を実施している。法人の設立認可及び指導監査における決算書類等の確認について、一部外部委託を活用している。

平成31年4月1日現在 17法人

11 特別養護老人ホーム等建設費補助 (231,763千円)

補助対象施設

- (1) 社会福祉法人 う ら ら 「みずべの苑」 15,200千円
 (2) 社会福祉法人 旭会 「(仮称)王子みずほ」 216,563千円

《整備概要》

- ① 所在地 北区王子六丁目7番
 ② 敷地 約3,025㎡
 ③ 規模 地上4階 特別養護老人ホーム(150名)、短期入所事業(15名)
 ④ 運営者 社会福祉法人 旭会
 ⑤ 開設 未定 ※整備予定地の土壌改良工事等により、当初予定から遅延しており
 令和3年4月の開設に向け協議中

12 区立の介護福祉施設で行う介護保険事業

- (1) 介護老人福祉施設事業(特別養護老人ホームの運営)※短期入所生活介護を含む。(124,518千円)

介護保険法の要介護認定で要介護と認定された高齢者等を対象に、介護サービス・日常生活上の世話などを行う。(短期入所生活介護の対象者は要支援を含む。)

《施設概要》

名 称	所 在 地	定 員	開設年月日
上中里つつじ荘	上中里2-45-2	特養 120人 短期入所 10人	平成 5年 7月 1日
清水坂あじさい荘	中十条4-16-32	特養 138人 短期入所 22人	平成 10年 10月 30日
桐ヶ丘やまぶき荘	桐ヶ丘1-16-26	特養 106人 短期入所 10人	平成 13年 5月 21日

《指定管理者》

社会福祉法人 北区社会福祉事業団 (上中里つつじ荘、清水坂あじさい荘)

社会福祉法人 東京聖労院 (桐ヶ丘やまぶき荘)

(2) 通所介護事業 (39,657千円)

介護保険法の要介護認定で要介護・要支援と認定された高齢者等を対象に、介護支援専門員の作成したケアプランに基づき食事・入浴等の介護サービスを提供する。

《高齢者在宅サービスセンター》

上中里つつじ荘、清水坂あじさい荘、桐ヶ丘やまぶき荘、田端、滝野川西、堀船

《指定管理者》

社会福祉法人 北区社会福祉事業団 (上中里つつじ荘、清水坂あじさい荘、田端、
滝野川西)

社会福祉法人 東京聖労院 (桐ヶ丘やまぶき荘)

社会福祉法人 光照園 (堀船)

13 特別養護老人ホーム等大規模改修事業 (270,311千円)

特別養護老人ホームは、在宅での介護が困難になった高齢者の生活の場として、最も多くの整備要望が寄せられている施設である。今後も多くの入所待機者が見込まれる状況を鑑み、老朽化する区立特別養護老人ホームの大規模改修を実施する。

《対象施設》

旧浮間さくら荘 (入所者の仮移転先として整備を予定)

上中里つつじ荘 (大規模改修の実施を予定)

14 介護老人保健施設等複合施設の整備 (213,506千円)

旧赤羽中学校跡地を活用し、「安全で災害に強く誰もがいきいきと健やかにくらすまち」というコンセプトを実現するため、民間医療法人等による介護老人保健施設等複合施設を整備・誘導する。

《整備概要》

①整備予定地 北区志茂 1-19-14

②建 物 鉄筋コンクリート造 地上7階建て/ 建築面積 約3,000㎡

③整備事業者 医療法人社団博栄会、ライクアカデミー株式会社

④主な施設 介護老人保健施設、総合病院、通所リハビリ施設、認可保育所等

⑤開 設 介護老人保健施設 令和3年開設(予定)

健康推進課

第1 成人保健

「健康増進法」に基づく健康増進事業として、健康診査、がん検診、その他の保健事業を実施している。

- 健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業
健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導
- 健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業
歯周疾患健診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査非対象者に対する健康診査及び保健指導、がん検診

1 健康診査 (396,050千円)

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、区は医療保険（北区国民健康保険）者として40歳から74歳までの北区国民健康保険の加入者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施するほか、後期高齢者医療制度の対象者については後期高齢者医療広域連合からの受託による健康診査を実施している。

健康推進課では、国保年金課からの執行委任による、北区国民健康保険の加入者及び後期高齢者医療制度の対象者に対する健康診査に加え、30代の区民、生活保護受給者等を対象とした健康診査を実施している。また、社会保険被扶養者等を対象に、保険者が実施する特定健康診査の項目とは別に、北区独自の追加健診項目を実施する。このほか、眼科健診、耳の健診、歯周病検診・口腔機能維持向上健診等を、各健診ごとに設定した対象者に対して実施している。

(1) 知っ得！納得！30（サンマル）健診（若年健康診査） (13,797千円)

実施方法	北区医師会に委託・個別方式（区内実施医療機関）
対象者	30歳から39歳で勤務先等で健診機会がない区民
健診項目	問診、身長・体重・BMI・腹囲測定、理学的検査、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査、血液一般検査、尿潜血、血清尿酸、血清クレアチニン
実施期間	6月1日～11月30日
自己負担	1,000円
	（平成30年度）832人

(2) 健康増進法に基づく健康診査・保健指導

(47,095千円)

① 健康診査（健康増進健診）

実施方法	北区医師会に委託・個別方式（区内実施医療機関）		
対象者	40歳以上の生活保護受給者等		
健診項目	基本項目：問診、身長・体重・BMI・腹囲測定（75歳以上は腹囲測定はなし）、理学的検査、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査 詳細項目：貧血検査、心電図検査、眼底検査 追加項目：血液一般検査、尿潜血、血清検査（クレアチニン等）		
実施期間	40歳～74歳	6月1日～8月31日	
	75歳以上	9月7日～10月31日	

② 保健指導

実施方法	外部委託
対象者	健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が高く期待できる方
支援方法	動機づけ支援（面接による支援と3か月後または、6か月後の評価） 積極的支援（面接による支援を行った後、3か月以上の継続的な支援と3か月後または、6か月後の評価）
実施時期	健康診査終了後、概ね2か月後から実施

健康増進健診実績（40歳～）（平成30年度）

対象者	受診券発送数（人）	受診者数（人）	受診率
40～64歳	2,402	518	21.6%
65～74歳	2,673	662	24.8%
75歳以上	2,694	917	34.0%
計	7,769	2,097	27.0%

（参考）特定健康診査実績（40～74歳）（区民部より再掲）

対象者	受診券発送数（人）	受診者数（人）	受診率
40～64歳	27,419	9,359	34.1%
65～74歳	29,637	16,004	54.0%
計	57,056	25,363	44.5%

（参考）後期高齢者健康診査実績（区民部より再掲）

対象者	受診券発送数（人）	受診者数（人）	受診率
後期高齢者医療制度被保険者※	42,198	23,195	55.0%

※後期高齢者医療制度被保険者・・・次の(1)及び(2)の方

(1)75歳以上の方 (2)65～74歳で、一定の障害があり後期高齢者医療制度に加入している方

(3) 胸部X線検査 (124,866千円)

感染症法に基づき、40歳以上の者を対象に特定健診等にあわせ結核検診として実施する。
(平成30年度) 51,686人

(4) 肝炎検診 (12,111千円)

健康増進法に基づき、特定健診等と同時に実施する。

(平成30年度：40歳以上)

対象者	受診者数 (人)	C型肝炎		B型肝炎	
		「現在、感染している可能性が極めて高い」と判定された者		陽性者	
		人数(人)	割合	人数(人)	割合
節目年齢(40歳)	117	0	0.00%	2	1.70%
節目外年齢	3,969	5	0.13%	26	0.66%
計	4,086	5	0.12%	28	0.69%

(5) 社会保険被扶養者等特定健診レベルアップ (12,088千円)

40歳～74歳の区民で、北区国民健康保険以外の健康保険に加入している被扶養者等を対象に保険者の実施する健診項目とは別に、北区独自の追加健診項目を実施する。

① 「北区追加健診」

保険者の実施する特定健診と同時に、心電図検査、血液一般検査、尿潜血、血清検査（クレアチニン等）を行う。

(平成30年度) 1,080人

② 「北区追加健診（単独実施）」

保険者の実施する特定健診とは別に、心電図検査、血液一般検査、血清検査（クレアチニン等）を行う。

(平成30年度) 616人

(6) 眼科健診 (71,759千円)

北区医師会に委託し、実施医療機関を会場として個別方式で行う。

対象者 40・45・50・55・60・65・70・75・80歳の区民

実施期間 6月3日～9月30日

診査内容 問診、視診、細隙燈顕微鏡検査、眼底検査、眼圧検査、屈折検査、矯正視力検査、眼底カメラ（必要な場合に実施）

自己負担 500円

(平成30年度) 7,263人

(7) 耳の健診 (59,523千円)

北区医師会に委託し、実施医療機関を会場として個別方式で行う。

対象者 65歳以上の奇数年齢の区民
実施期間 7月1日～9月30日
診査内容 問診、視診、標準純音聴力検査
自己負担 500円
(平成30年度) 6,945人

(8) 歯周病検診・口腔機能維持向上健診 (54,811千円)

地区歯科医師会に委託し、区内実施医療機関を会場として個別方式で行う。

①歯周病検診

対象者 40・45・50・55・60・65・70歳の区民
実施期間 9月2日～1月31日
診査内容 問診・口腔内診査

②口腔機能維持向上健診

対象者 75・77・79・80・81歳の区民
実施期間 9月2日～1月31日
診査内容 歯周病検診検査項目・口腔機能検査

(平成30年度)

歯周病検診受診者	3,919人
口腔機能維持向上健診	3,307人

2 がん検診

がんを早期発見し、がん死亡を減少させることを目的に、胃・子宮・乳・大腸がん検診を実施している。

(1) 胃がん検診 (132,181千円)

医療機関方式と検診車・検診機関方式により胃がん検診を実施している。

また、血清ペプシノゲンと血清ヘリコバクター・ピロリ抗体検査による胃がんハイリスク検診を実施している。

ア 医療機関方式 (66,220千円)

北区医師会に委託し、個別医療機関で実施。

対象者 50歳以上の偶数年齢の区民
検診内容 問診、エックス線直接撮影または内視鏡検査

イ 検診車・検診機関方式 (17,429千円)

東京都予防医学協会に委託し、検診車で北区保健所及び赤羽会館で実施するとともに、市ヶ谷にある検診機関で実施する。

対象者 35歳以上の区民
 検診内容 問診、エックス線間接撮影

(平成30年度)

方式	申込者数(人)	受診者数(人)	要精密者数(人)
医療機関 (内視鏡)	※9,031	1,486	15
医療機関 (X線)		156	28
検診車	1,328	1,176	85
検診機関	976	874	46
計	11,335	3,692	174

※医療機関方式申込者内訳：個別申込：642人・受診券送付：8,389人(50歳と60歳)

検査方法(内視鏡・X線)は、受診予約時に決める

ウ 胃がんハイリスク検診 (48,532千円)

北区医師会に委託し、個別医療機関で実施。

対象者 39・44・49・54・59・64歳の区民
 検診内容 問診、血液検査
 自己負担 1,000円

(平成30年度)

受診券発送数(人)	受診者数(人)	高リスク者数(人)
27,453	4,851	1,064

(2) 子宮がん検診 (58,827千円)

子宮がん検診は、下記のア、イについては申込制。医師が必要と認めた場合は、子宮体がん検診を実施。ウについては対象者に子宮頸がんのクーポン券を送付し、申込不要で実施している。

ア 医療機関方式 (44,628千円)

北区医師会に委託し、個別医療機関で実施。

対象者 20歳以上の女性区民(前年度未受診者)
 検診内容 問診、視診、細胞診

イ 検診機関方式 (11,983千円)

東京都予防医学協会に委託。

対象者 20歳以上の女性区民(前年度未受診者)
 検診内容 問診、視診、細胞診

ウ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業(子宮頸がん検診) (2,216千円)

北区医師会に委託し、個別医療機関で実施。

対象者 4月1日現在、20歳の女性区民。
 検診内容 問診、視診、細胞診

(平成30年度)

方式	申込者数(人)	受診者数(人)	要精密者数(人)
医療機関	5,670	4,662	129
検診機関	1,436	1,304	41
新たなステージに入ったがん検診※	※1,713	92	7
計	8,819	6,058	177

※子宮頸がん検診無料クーポン券発送数

(3) 乳がん検診 (88,237千円)

乳がん検診は、下記のアについては申込制、イについては対象者に乳がん検診無料クーポン券を送付している。

ア 医療機関方式 (78,301千円)

北区医師会に委託し、個別医療機関で実施。

対象者 40歳以上の女性区民(前年度未受診者)
 検診内容 問診、視触診(任意)、マンモグラフィ(乳房X線撮影)
 自己負担 1,000円(平成18年度から)

イ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業事業(乳がん検診) (9,936千円)

北区医師会に委託し、個別医療機関で実施。

対象者 4月1日現在、40歳の女性区民。
 検診内容 問診、視触診(任意)、マンモグラフィ(乳房X線撮影)
 自己負担 なし(無料)

(平成30年度)

	申込者数(人)	受診者数(人)	要精密者数(人)
医療機関	6,311	5,685	589
新たなステージに入ったがん検診※	※2,563	479	81
計	8,874	6,164	670

※乳がん検診無料クーポン券発送数

(4) 大腸がん検診 (13,447千円)

大腸がん検診は、下記のアについては申込制、イについては対象者に大腸がん検診のクーポン券を送付し、受診機会を増やして実施している。

ア 大腸がん検診 (6,956千円)

35歳以上の区民を対象に、便潜血反応検査(二日法)を実施している。また、平成26年度から区で実施するほかに、一部を東京都予防医学協会に委託し実施している。

イ 大腸がん検診推進事業 (6,491千円)

対象者 4月1日現在、満40・45・50・55・60歳の区民

検診内容 便潜血反応検査(二日法)を実施

(平成30年度)

	申込者数(人)	受診者数(人)	要精密者数(人)
大腸がん検診(従来型)	6,067	5,477	469
大腸がん検診推進事業	※2,558	2,232	147
計	8,625	7,709	616

※大腸がん検診キット発送数

3 身体障害者健康診査 (601千円)

脊髄損傷、脳性まひ、脳血管障害等に起因する身体上の障害を有し、常時車いすを使用する18歳以上の身体障害者に対して、疾病の発生抑止、早期発見及び早期治療を促進するとともに、健康保持増進を図るため、東京都立北療育医療センターに委託して健康診査を実施している。

健診内容 内科 問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、血液検査、エックス線検査、心電図検査 等

眼科 問診、眼底検査、眼圧検査、屈折検査、矯正視力検査、眼底カメラ、細隙灯顕微鏡検査

(平成30年度) 単位：人

	申込者数	受診者数	異常なし	要観察	要指導	要医療
内科	18	14	0	5	4	5
眼科	15	11	6	5	0	0

※眼科のみ受診 1名

4 骨粗しょう症検診 (7,512千円)

骨粗しょう症の予防と早期発見を目的に、各健康支援センターで骨粗しょう症検診及び予防のための生活習慣改善指導を実施している。

対象者 30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性区民

(平成30年度) 単位：人

対象者数	申込者数	受診者数	要指導者数	要精検者数
20,865	2,744	2,373	1,015	20

5 保健相談事業 (1,994千円)

(1) 肺がん予防対策事業 (1,434千円)

肺がんの一次予防(生活改善)強化策として、たばこと肺がん予防に関する健康教育を実施している。特に禁煙・防煙教育は、喫煙開始以前が効果的であり、平成19年度から「生涯吸わない人になろう」を趣旨に、区内公立中学校での健康教育を実施している。

また、禁煙を希望する区民に禁煙講演会を実施、さらに平成26年度から禁煙治療費の助成制度を実施している。

(平成30年度実績)

- ① 防煙教育 実績なし
- ② 啓発パンフレット配布 4校 940部
- ③ 禁煙講演会 1回 (参加者33人)
- ④ 禁煙治療費助成 41人 (登録者94人)

(2) 生活習慣病予防事業 (560千円)

糖尿病等の生活習慣病の予防、健康的な食習慣の定着を目的として、区の保健師や栄養士・歯科衛生士・北区楽しい食の推進員等が講師となり出張教育等を行っている。

(平成30年度)

区 分	総 数		王 子		赤 羽		滝 野 川	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
出張健康教育	1	59	0	0	0	0	1	59
食育出張講座	5	351	2	179	3	172	0	0
自主グループ育成・支援	7	82	4	45	1	1	2	36
生活習慣病予防啓発事業	4	322	1	63	1	111	2	148
働く世代の出前健康講座	1	10	0	0	0	0	1	10

6 女性健康支援事業 (1,824千円)

(1) 女性の健康支援事業 (452千円)

女性の心身にわたる様々な悩みなどの相談を受けるため、平成18年度から女性の健康支援センターを設置し、女性医師による健康相談を実施。平成21年度からは、赤羽健康支援センターのみで実施している。平成30年度からは栄養相談、歯科相談、乳がん自己触診法体験、骨盤トレーニングを加えて実施している。

(平成30年度実績) 単位：人

回 数	6
女性医師による相談	19
栄養相談	49
唾液テスト体験	49
乳がん自己触診法体験	49
骨盤トレーニング	49

(2) 乳がんの自己触診法普及

(1, 372千円)

乳がんは、自己触診によって発見可能ながんと言われており、早期発見することで治癒率も高い。そのため、乳がんの予防啓発として乳がん自己触診法の講習会を実施し、乳がんの早期発見のためのテキスト・チラシ・啓発グッズを配布している。

(平成30年度実績)

① 自己触診法講習会

王子健康支援センター	26回	807人
赤羽健康支援センター	37回	1,602人
滝野川健康支援センター	36回	1,291人

② 啓発グッズの配布 3,770個

第2 予防接種

(1, 234, 720千円)

麻しんや風しん等伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種法第5条第1項の規定により定期予防接種を実施し、公衆衛生の向上を図る。定期予防接種としての疾病及び対象者等を定めている予防接種法施行令の改正に伴い、B型肝炎ワクチンが平成28年10月から定期予防接種となった。

子宮頸がん予防ワクチン接種（ヒトパピローマウイルス感染症予防接種）については、ワクチン接種との因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的に見られたことから、平成25年6月14日から接種の積極的な勧奨を差し控えている。

任意予防接種については、麻しん・風しん任意予防接種の公費負担（全額）、おたふくかぜ予防接種の一部公費負担（3,500円）を実施するほか、先天性風しん症候群対策事業として、風しん抗体検査と予防接種を公費負担（全額）で実施している。

なお、平成23年11月より実施していた高齢者肺炎球菌任意予防接種事業は、平成26年10月より定期予防接種として実施されたため、平成28年10月で終了した。

定期予防接種が原因とみられる健康被害については、予防接種法第15条の規定による救済措置がある。

また、任意予防接種が原因とみられる健康被害については、北区予防接種事故災害補償要綱に基づく補償及び医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度がある。

1 定期予防接種（予防接種法で定める疾病）（1,196,975千円）

（1）A類疾病（接種の努力義務が課されている予防接種）（平成30年度） 単位：人

		4種混合（DPT-IPV）				B型肝炎			DT
		第1期							第2期
		1回目	2回目	3回目	追加	1回目	2回目	3回目	
実施 数	接種完了	2,721	2,738	2,712	2,919	2,643	2,686	2,631	1,750
	予診のみ	2	4	2	4	0	3	3	0
		麻疹風しん(単抗原含む)		日本脳炎			水痘		
		第1期	第2期	第1期（特例措置含む）			第2期	1回目	2回目
				1回目	2回目	追加			
実施 数	接種完了	2,755	2,237	2,937	2,848	2,814	2,953	2,810	2,605
	予診のみ	12	0	2	0	2	2	4	3
		急性灰白髄炎（不活化ポリオ）				ヒトパピローマウイルス感染症予防接種			BCG
		1回目	2回目	3回目	追加	1回目	2回目	3回目	
		実施 数	接種完了	1	1	5	41	14	15
予診のみ	0		0	0	0	0	0	0	7
		Hib 感染症予防接種				小児用肺炎球菌予防接種			
		1回目	2回目	3回目	追加	1回目	2回目	3回目	追加
		実施 数	接種完了	2,681	2,721	2,720	2,762	2,687	2,740
予診のみ	0		3	3	5	0	3	3	5

※他区で後期に接種した北区民については、含まれていない。

（2）B類疾病（接種の努力義務が課されていない予防接種）（平成30年度） 単位：人

	インフルエンザ		高齢者肺炎球菌	
	一般	免除	一般	免除
65歳以上	9,084	34,665	4,540	247
60歳以上65歳未満	38	5	0	0
計	9,122	34,670	4,540	247

※高齢者肺炎球菌は、他区で後期に接種した北区民については、含まれていない。

2 予防接種法によらない任意の予防接種（先天性風しん症候群対策事業を除く）（14,219千円）

各種任意予防接種の接種者数（平成30年度） 単位：人

	MR			麻疹			風しん		
	幼児	小学生	中高生	幼児	小学生	中高生	幼児	小学生	中高生
接種完了	25	49	43	0	0	0	0	2	4
予診のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	おたふくかぜ			
	協力医療機関		償還払い	
	一般	免除	一般	免除
接種完了	2,877	5	84	0

- 3 先天性風しん症候群対策事業 (12,668千円)
 風しん抗体検査の受診者数及び各種任意予防接種の接種者数 (平成30年度) 単位：人

	風しん抗体検査	予防接種	
		MR	風しん
妊娠を予定又は希望している女性	923	437	94
妊婦又は妊娠希望の女性と同居している方	973	301	36

- 4 予防接種健康被害救済措置 (10,858千円)
 予防接種後の副反応が原因とみられる健康被害の被害者に対し、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料を支給する。

(平成30年度)	障害年金	7,180,900円
	医療費・医療手当	397,860円
	障害児養育年金(介護加算含む)	2,397,475円

第3 母子保健

妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、健康診査、保健指導、医療給付を行っている。

- 1 妊産婦健康診査 (271,012千円)
 (1) 妊産婦健康診査 (239,570千円)
 ア 妊婦健康診査

妊娠期間中、全妊婦を対象に医療機関に委託して妊婦健康診査等を実施している。診査項目は、梅毒血清検査・血圧測定・HBs抗原検査・HTLV-1抗体・尿のたん白及び糖等である。公費負担回数は妊婦健康診査14回、妊婦超音波検査1回、妊婦子宮頸がん検診1回となっている。

(平成30年度) 単位：人

区分	計	王子	赤羽	滝野川
受診者数	38,014	11,787	14,303	11,924

イ 産婦健康診査

妊娠高血圧症候群等の対策の一環として、乳児健康診査時に産婦に対して、妊娠中の既往調査を行い、有症者と出産後健診を受けていない者に対し、血圧測定等を実施し、異常の認められる者に対しては、専門医療機関での受診を指導している。

(平成30年度) 単位：人

区分	計	王子	赤羽	滝野川
受診者数	2,803	846	1,108	849

(2) 妊婦歯科健康診査 (3,509千円)

歯科医師会と協力して歯科衛生士による歯科健診や口腔衛生指導を実施。妊娠期特有のむし歯・歯周病のリスク軽減と生まれてくる子供の歯を守り育てるための知識の定着を図る。

保健師、助産師、管理栄養士と連携し妊婦自身の心や体の健康相談も行っている。

(平成30年度) 単位：人

区分	内 訳	計	王 子	赤 羽	滝 野 川
妊婦歯科健診	実 施 回 数	36	12	12	12
	受 診 者 数	536	153	217	166
	口腔衛生指導者数	536	153	217	166
	保 健 相 談 者 数	486	151	210	125

(3) 里帰り出産等妊婦健康診査助成金 (27,933千円)

公費による妊婦健康診査受診票を使うことができずに妊婦健康診査を受診した妊婦の方に対し、妊婦健康診査費用を一部助成している。

(平成30年度) 申請書受付件数 787件

2 妊産婦保健相談事業 (82,799千円)

(1) 母子健康手帳交付 (2,642千円)

母子保健法第15条の規定により妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付する。

(平成30年度) 単位：冊

	区 民 事 務 所	健 康 推 進 課	計
交 付	952	2,296	3,248
再 交 付	0	35	35
計	952	2,331	3,283

(2) 子育て世代包括支援センター事業 (40,895千円)

すべての妊婦を対象に母子健康手帳交付時、保健師等がはぴママたまご面接を実施し、妊娠期から子育て期にわたるニーズを把握したうえで、妊婦とともにセルフプランを作成する。

(平成30年度)

区分	計	王子	赤羽	滝野川
面接者数	2,406	725	938	743

(3) はぴママ学級等 (2,195千円)

妊娠から産じょく期間中の健康生活及び育児に関する実際上の知識を習得するとともに、地域での子育て仲間を作ることを目的に実施している。

(平成30年度)

区 分	内 訳	計	王 子	赤 羽	滝 野 川
はぴママ学級 (3日制)	実施回数	24	8	8	8
	受講延人数	1,063	319	438	306
パパになるため の半日コース	実施回数	25	8	8	9
	受講延人数	851	298	339	214

(4) 妊産婦・新生児訪問指導 (14,233千円)

妊娠中の健康管理と出産準備、産後の母体回復、新生児の保育、その後の子どもの発育・発達等について、保健師及び助産師が家庭を訪問し、各自の生活に沿った指導助言をしている。また、新生児訪問の充実を図るため助産師による「赤ちゃん訪問」を実施している。

(平成30年度)

区 分	計		王 子		赤 羽		滝 野 川	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
妊 婦	31	39	9	10	6	10	16	19
産 婦	2,644 (2,110)	2,751 (2,120)	780 (632)	808 (637)	1,036 (863)	1,069 (863)	828 (615)	874 (620)
新生児	2,613 (2,109)	2,683 (2,118)	806 (631)	837 (635)	1,006 (860)	1,021 (860)	801 (618)	825 (623)
未熟児	50 (13)	55 (13)	19 (6)	21 (6)	14 (4)	17 (4)	17 (3)	17 (3)

()内は、雇い上げ助産師実施分を再掲

(5) 産前産後サポート事業 (22,834千円)

出産前後の母親の心身の疲労や出産直後の悩み、育児不安等の軽減を図るための事業を実施する。

ア 産前産後セルフケア講座

区内の児童館・子どもセンターを会場として、安定期以降の妊婦と生後120日までの乳児を持つ母親を対象にエクササイズによる身体のケアや子育てに関する情報の提供、情報交換を実施する。

(平成30年度)

区分	実施回数(回)	参加者数(人)	
		妊 婦	産 婦
王 子	15	50	93
赤 羽	15	37	62
滝 野 川	15	61	130
合 計	45	148	285

イ 産後デイケア事業

出産後の母子への心身のケアや育児サポートをしている民間団体が実施する、産後デイケアの取り組みに対して支援をする。

ウ 産後ショートステイ事業

産後4か月までの母子が助産師のいる専門的な施設に宿泊し、心身のケアや育児のサポートを受けることにより、産後も安心して子育てができるように支援する。

(平成30年度) 利用件数 17件

3 乳幼児健康診査 (139,999千円)

(1) 新生児聴覚検査 (9,253千円)

生後50日に達する日までの乳児を対象に、出生後間もない時期に耳の聞こえ(聴覚)の障害を発見するため、医療機関に委託して聴覚検査を実施する。

(2) 乳児健康診査 (68,839千円)

3~4か月児を対象に健康診査、保健指導を行い、6~7か月児、9~10か月児の健康診査を北区医師会に委託して実施している。

乳児(3~4か月児)健康診査受診状況 (平成30年度) 単位:人

区分	計	王子	赤羽	滝野川
受診者数	2,818	852	1,111	855

6か月・9か月児健康診査受診状況 (平成30年度) 単位:人

区分	計	王子	赤羽	滝野川
受診者数	5,331	1,695	2,145	1,491

(3) 1歳6か月児健康診査 (31,374千円)

1歳6か月児を対象に歯科健康診査を実施している。健康診査(身体測定)は北区医師会に委託して実施している。

1歳6か月児歯科健康診査受診状況 (平成30年度) 単位:人

区分	計	王子	赤羽	滝野川
受診者数	2,702	830	1,079	793

1歳6か月児健康診査受診状況 (平成30年度) 単位:人

区分	計	王子	赤羽	滝野川
受診者数	2,680	829	1,076	775

(4) 3歳児健康診査 (20,632千円)

3歳児を対象に、健康診査、歯科健康診査及び心理判定を実施している。

3歳児健康診査受診状況 (平成30年度) 単位：人

区 分	計	王 子	赤 羽	滝 野 川
受 診 者 数	2,735	889	1,094	752

3歳児歯科健康診査実施状況 (平成30年度) 単位：人

区 分	計	王 子	赤 羽	滝 野 川
受 診 者 数	2,732	889	1,091	752

(5) 歯科健康診査 (9,901千円)

歯の衛生週間実施計画に基づいて、保育園・幼稚園児を対象に歯科健康診査を行っている。

(平成30年度)

区 分	計	王 子	赤 羽	滝 野 川
受 診 者	10,507人	3,231人	4,270人	3,006人
園 数	99	35	36	28
むし歯り患率	11.4%	11.7%	11.8%	10.5%

4 乳幼児保健相談事業 (8,467千円)

(1) 特別育児相談 (2,774千円)

育児不安の予防や解消を図り、地域の中での子育ての仲間づくり、育児に関する知識の習得などを目的として、保健師が中心となって集団指導やグループワーク、必要に応じて個別相談を行っている。また、一般の乳幼児を対象とするもののほか、障害や疾病ごと、あるいは同じ立場の家族が集う会を行っている。

ア 育児に関する知識や知恵の学習と交流を目的とするもの

特別育児相談実施状況(参加延人数) (平成30年度) 単位：人

区 分	計	王 子	赤 羽	滝 野 川
計	758	317	213	228
多胎児の会	246	110	58	78
発達の遅れの児の支援	470	165	155	150
母子講演会	42	42	—	—

イ マザー&チャイルドグループ（リフレッシュタイム）

母親としての過重な負担感による抑うつ気分や育児ストレスからの軽減を目的として、心理相談員等の指導によるグループワークを行っている。

マザー&チャイルドグループ（リフレッシュタイム）（平成30年度）

区分	内訳	計	王子	赤羽	滝野川
マザー& チャイルド グループ	実施回数	48	12	24	12
	実人数	282	66	120	96
	延人数	483	87	268	128

(2) 栄養・歯科保健相談

(5,693千円)

ア 歯科保健相談

乳歯と永久歯のむし歯は高い相関性がみられるため、乳歯のむし歯を予防し生涯にわたって健康な歯を維持することを目的とした歯科健診・歯磨き指導・フッ化物塗布・講演会等を歯科医師会と連携して行っている。なお、歯磨き教室、歯っぴいファミリー講習会については栄養、歯科の両面からこの時期の望ましい生活習慣について理解を深めるため、管理栄養士による講話等を行っている。

(平成30年度)

区分	計		王子		赤羽		滝野川	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
歯科健診	36	829	12	287	12	347	12	195
予防処置	58	465	12	146	22	208	24	111
歯磨き教室	62	672	20	208	22	299	20	165
歯っぴいファミリー講習会	3	75	1	25	1	30	1	20
電話・来所相談	—	205	—	67	—	87	—	51

イ 栄養講習会（乳幼児分）

乳幼児の発達段階に応じた離乳食・幼児食の進め方について、調理実演や試食を交えて講習会を行っている。なお、幼児食講習会においては、口の発達に合わせた食形態についての理解を深めるため、歯科衛生士による講話を行っている。

(平成30年度)

区分	総数		王子		赤羽		滝野川	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
計	51	1,156	16	380	18	489	17	287
離乳食講習会	34	799	11	263	12	350	11	186
幼児食講習会	17	357	5	117	6	139	6	101

5 母子医療給付等 (30,632千円)

(1) 未熟児養育医療給付 (29,691千円)

未熟児は疾病にかかりやすく、その死亡率は高率であるばかりでなく、心身の障害を残すこともある。そのため出生後すみやかに適切な治療上の処置を講ずる必要があるため、指定医療機関に入院させて医療の給付を行っている。

医療券交付件数 (平成30年度)

計	王子	赤羽	滝野川
65	22	25	18

(2) 妊娠高血圧症候群等医療助成 (801千円)

妊娠高血圧症候群及び糖尿病・妊娠貧血・産科出血・心疾患で入院加療をしている妊産婦に対して、必要な医療費の助成を行っている。

医療券交付件数 (平成30年度)

計	王子	赤羽	滝野川
6	2	0	4

(3) 療育給付 (140千円)

骨関節結核又は他の結核にかかり入院が必要な18歳未満の児童に対し、医療及び日用品等の給付を行っている。

療育医療券交付件数 1件 (平成30年度)

第4 健康施策

1 区民健康づくり大作戦事業 (12,705千円)

健康と環境を守るまち北区をめざして、区民と区、地域が一体となって取り組むことを誓う「元気環境共生都市宣言」を行い、区民の健康寿命を延ばし、健康でみのり豊かな生活を送れるよう、区民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援している。多くの区民が参加できるイベントを開催したり、健康増進センターや健康支援センターとともに健康に関する講座や講演会を開催して、健康づくりの普及啓発を行っている。

(平成30年度)

① 啓発イベントの開催	元気で輪っしょい！健康フェスティバル北区2018（ウォーキング大会除く）	2,193人
	北区みんなで楽しむ食育フェア2019（食育講演会等を含む）	1,507人
② ウォーキング大会の開催	桜ウォーク2018（H30.4.1）	2,418人
	桜ウォーク2019（H31.3.31）	2,697人
	北・水辺ウォーク（H30.10.28）	1,238人
③ 「北区さくら体操」普及	町会・自治会、イベント等	13回
	保育園	21回

2 みんな元気！健やか長寿事業 (29,255千円)

区民の健康寿命を延伸し、いつまでも元気でいきいきと暮らしていくことをめざして、生活習慣の改善のために、筋力アップ体操教室を実施するほか、高齢期の健康維持のために、ロコモティブシンドロームの予防や新型栄養失調予防に取り組む。

また、若い世代を対象に、健康チェック事業やスマートフォンアプリを活用したウォーキングポイント事業を実施する。

(平成30年度)

① 筋力アップ体操教室(19か所)	810回 延べ 76,653人	昭和町ふれあい館、浮間ふれあい館、 滝野川西ふれあい館、滝野川東ふれあい館、 名主の滝老人いこいの家、元気ぶらさ、 桐ヶ丘児童館、桐ヶ丘地域振興室、 上十条ふれあい館、西が丘ふれあい館、 東田端ふれあい館、豊島ふれあい館 赤羽北ふれあい館、田端ふれあい館 読売新聞東京北工場、志茂子ども交流館 赤羽スポーツの森公園ふれあいホール、 豊島北コミュニティアリーナ、神谷ふれあい館
② ロコモ予防の普及・啓発	1講座(全3回) 延べ 72人	、講演会 1回 68人
③ 新型栄養失調予防の普及・啓発	栄養講座9回	151人
④ 健康チェック事業	4回	糖尿病予防コース 77件 からだ年齢測定コース 241件
⑤ ウォーキングポイント事業	登録者	4,649人(平成31年3月31日時点)

3 楽しく食べよう！食育推進事業 (健康増進センター運営費に含む 1,517千円)

子どもから大人まで、健やかな心と体を保ち、栄養バランスのとれた楽しい食生活を送るための「食育」を推進する。

(平成30年度)

① 児童館派遣講座	児童館幼児クラブ等	33講座	延べ 1,191人
② 体験型「食育」講座	健康増進センター等	9講座	延べ 204人
③ 食育体験教室	お茶の水女子大学等	6講座	延べ 138人

4 北区健康づくり応援団事業 (3,865千円)

区民の主体的な健康づくりを応援する人材・団体を育成し、区民全体の健康づくり意欲を高めていく。

(1) 健康づくりグループ及びリーダーの育成・支援

自主グループの継続的な活動の支援は、区民の主体的な健康づくりの推進に効果的である。平成12年度から計画事業として、健康づくりグループの育成・支援を実施し、新規グループの結成支援、既存グループの把握などに努めている。また、この育成・支援の取り組みを通じて、グ

ループのネットワーク化を図るとともに、地域の健康づくりリーダーを見出し、地域の健康度を高めるためのパートナーシップを築いていく。

健康支援センター及び健康増進センターが育成・支援しているグループ数（平成30年度末）

組 織	王子健康支援センター	赤羽健康支援センター	滝野川健康支援センター	健康増進センター
グループ数	2	3	2	6

（２）北区健康づくり応援団

区民の主體的な健康づくりを応援する人材として、北区さくら体操指導員、北区楽しい食の推進員、筋力アップ体操教室サポーター等を養成する。

（平成30年度）

① 北区さくら体操指導員 新規養成（18期）	8人（計97人）
② 北区さくら体操指導員 フォロー講習	5回 210人
③ 北区さくら体操指導員 リーダー講習	2回 14人
④ 北区楽しい食の推進員	計29人
⑤ 北区楽しい食の推進員研修	2回 54人
⑥ 筋力アップ体操教室サポーター フォロー講習	3回 134人
⑦ 筋力アップ体操教室サポーター 養成講習	1回 4人

※①の計及び④の人数は、平成31年4月現在

（３）健康づくりグループ公開講座

主體的に健康づくりに取り組む健康づくりグループが健康フェスティバル期間中に公開講座を実施するための費用を助成することで、区民の講座参加の機会を創出し、社会参加を促進する。

平成30年度は「東京都北区健康づくりグループ助成金事業補助要綱」に基づき、健康フェスティバル北区2018において、「健康づくりグループ公開講座」に参加した111の健康づくりグループに対し助成金を交付した。

第5 健康増進センター（へるしあKITA）

（46,399千円）

健康増進センターは、区民の健康づくりを推進する拠点として、健康づくりの普及啓発、生活習慣改善指導、健康づくりグループの育成支援、健康づくりを推進するための人材育成、食育事業、地域支援事業（介護予防）等を実施している。また、健康づくりや健康増進のため、運動を中心とした実践学習ができる施設として、次のような事業を展開している。

1 生活習慣病予防教室

肥満、高血圧、脂質異常、糖尿病、メタボリックシンドローム等の生活習慣病予防や、肩こり、腰痛といったテーマ別、また、ダンベル・リズム体操・ウォーキングなどの運動方法の実践等、生活習慣改善の契機となるような運動・栄養・生活の指導・講習を行う。

2 健康度測定

身体計測（身長・体重・体脂肪）、運動負荷検査、体力測定、食事診断を行い、各個人の生活や身体に合わせた健康づくり（運動、栄養、休養）のアドバイスをします。希望者は測定終了後、フリータイムコースの利用ができます。

3 フリータイムコース

トレーニング室の利用時間にトレーニングできます。

なお、利用者は事前に健康度測定を受け、その結果に基づいた適切なトレーニング方法を運動指導員から学びながら、健康づくりを実践できます。

4 ゆったりリズム

中年者向けの学習の場として、健康講座とゆったりとしたペースでの運動を行う。予約不要で自由に参加できる。

5 健康づくり相談

「健康づくり」についての相談を保健師・栄養士・運動指導員が行う。

6 グループ活動育成支援および出前健康講座

健康づくりを推進するために、自主グループの育成及び支援を行うとともに、講師（保健師・栄養士・運動指導員）を派遣する。また、町会・シニアクラブ等の健康づくり講座にも講師を派遣する。

7 人材育成

「筋力アップ体操教室サポーター」、「シニア体力測定協力員」を養成。また、「北区楽しい食の推進員」「ふれあい会食ボランティアグループ」などの自主グループに対して献立相談等、地域で自主的な活動ができるように支援する。

8 食育・栄養講座

新型栄養失調予防のための「桜おたっしゅランチ」では、お話と簡単レシピを提供する。

また、「ちょっとためになる栄養講座」では、食に関する旬の話題や区民からの

要望にあわせたテーマを取り上げ、食事のポイントとレシピを提供する。

幼児や小学生と保護者、育児をする男性や中高年の男性を対象にした講義や調理実習を行う。

9 介護予防事業

介護予防普及啓発のために、高齢者ふれあい食事会をとおして、健康教育を行う。

健康増進センターでの事業実績

(平成30年度)

事業名	回数	人数	事業名	回数	人数
生活習慣病予防	116	3,725	人材育成	—	361
健康度測定	29	457	食育・栄養講座	25	421
フリータイムコース	386	13,785	出前健康講座(運動・栄養・生活)	32	442
ゆったりリズム	46	3,555	介護予防に関する健康教育	2	75
健康づくり相談	—	954	その他(施設見学、実習生指導等)	—	55
「しあわせレシピ」提供	12	—			
グループ支援	69	671			

第6 健康相談

1 栄養指導

地域住民の健康の保持増進、疾病予防を図るため、ライフステージやライフスタイルに応じた栄養相談を健康支援センターの栄養士が行っている。

来所及び電話による相談

(平成30年度)

対 象	総 数	王 子	赤 羽	滝 野 川
	延 人 数	延 人 数	延 人 数	延 人 数
計	1,607	585	591	431
妊 産 婦	225	160	23	42
乳 児	612	209	199	204
幼 児	694	199	352	143
生 活 習 慣 病	19	5	13	1
そ の 他 の 疾 病	10	4	2	4
一 般 (栄 養 成 分 等)	47	8	2	37

2 歯科衛生指導

地域住民の口腔の健康の保持増進・疾病予防を図るため、成人の約8割が罹患している歯周病を防ぎ、歯と全身の健康を守るための講演会・講習会等を歯科医師、健康支援センターの歯科衛生士が行っている。

(平成30年度)

区分	総数		王子		赤羽		滝野川	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
自主グループ講習会等	4	81	3	42	1	39	—	—
電話・来所相談	128	128	32	32	68	68	28	28
歯周病予防講演会	1	90	—	—	—	—	—	—

(乳幼児についてはP38を参照)

3 保健指導

地域住民の健康の保持増進、疾病予防を目的として、個人を通じて家族全体の身体的問題についての保健サービスを健康支援センターの保健師が行っている。その方法として、家庭訪問、所内相談、電話相談等で支援をしている。

(妊産婦の内訳及び乳児のうち、新生児分についてはP35を参照)

(1) 家庭訪問(延人数)

(平成30年度)

区分	総数	王子	赤羽	滝野川
計	7,023	2,138	2,570	2,315
妊産婦	2,787	815	1,079	893
乳児	2,813	836	1,085	892
幼児	196	61	77	58
成人保健	48	9	7	32
精神保健	1,109	393	306	410
心身障害	26	11	9	6
感染症	0	0	0	0
その他	44	13	7	24

(2) 所内相談(延人数)

(平成30年度)

区分	総数	王子	赤羽	滝野川
計	4,415	1,429	1,850	1,136
妊産婦	2,448	719	1,087	642
乳児	256	73	151	32
幼児	304	173	90	41
成人保健	42	11	13	18
精神保健	1,273	387	499	387
心身障害	13	2	7	4
感染症	0	0	0	0
その他	79	64	3	12

(3) 電話や文書による相談(延人数)

(平成30年度)

区	分	総数	王子	赤羽	滝野川
	計	15,397	4,762	6,195	4,440
妊	産婦	5,091	1,355	2,064	1,672
乳	児	3,512	1,108	1,491	913
幼	児	1,348	497	511	340
成	人保健	93	32	43	18
精	神保健	5,190	1,727	2,022	1,441
心	身障害	71	14	49	8
感	染症	3	1	0	2
そ	の他	89	28	15	46

(4) 関係機関連絡(延人数)

(平成30年度)

区	分	総数	王子	赤羽	滝野川
	計	10,481	2,957	3,595	3,929
妊	産婦	922	230	346	346
乳	児	796	247	305	244
幼	児	883	188	393	302
成	人保健	104	19	23	62
精	神保健	7,416	2,227	2,433	2,756
心	身障害	153	15	83	55
感	染症	1	1	0	0
そ	の他	206	30	12	164

4 出張健康教育

町会、シニアクラブ、児童館、学校、その他地域グループ活動をしている団体や組織に働きかけて、区民の健康についての学習意欲を高め、健康的な生活習慣への行動変容を目指して、保健師、栄養士、歯科衛生士の専門職員が地域に出向いて勉強会の講師などの支援活動をしている。

<王子健康支援センター>

(平成30年度)

グループ種別	回数	参加人数	主なテーマ
児童館	27	509	生活リズム、成長発達、夏・冬の健康、乳がん予防、乳歯のむし歯予防と歯みがき、離乳食・幼児食のすすめ方
保育園	22	329	むし歯予防のための歯みがきとおやつ
民生児童委員	1	60	子育て事業と親子の変化

<赤羽健康支援センター>

(平成30年度)

グループ種別	回数	参加人数	主なテーマ
児童館	29	709	むし歯予防、乳幼児の健康管理、予防接種、感染症予防、離乳食について、乳がん予防
保育園・幼稚園	22	404	歯のみがき方
外国人ママの会	2	15	仲間づくり、生活リズム、夏・冬の健康、事故予防

<滝野川健康支援センター>

(平成30年度)

グループ種別	回数	参加人数	主なテーマ
児童館（乳幼児）	14	680	事故防止、スキンケア、生活リズム、離乳食、むし歯予防、感染症予防、予防接種など
保育園	12	246	むし歯予防と正しい歯の磨き方

5 精神保健相談事業

(2,263千円)

(1) 精神保健相談事業

ア 保健師等による相談・指導（精神障害）

延人数（P44・45 保健指導の精神保健分を再掲）

(平成30年度)

区分	担当		
	王子	赤羽	滝野川
所内相談	387	499	387
電話や文書による相談	1,727	2,022	1,441
家庭訪問	393	306	410
関係機関連絡	2,227	2,433	2,756
計	4,734	5,260	4,994

イ 専門医による相談

精神障害者やこころの悩みを抱えている本人及び家族等を対象に、専門医による相談・訪問を実施している。

(平成30年度)

区分	担当			
	王子	赤羽	滝野川	計
相談回数	12	11	12	35
相談実人数	26	27	23	76
相談延人数	29	29	23	81

ウ 精神保健講演会

講演テーマ

(平成30年度)

『つらいよ』って気づいてる？

～SOSの出し方、聞き方、受け止め方～

参加人数 29人

開催回数 1回

(2) アルコール関連問題相談事業

アルコールや薬物等の依存症からの回復を図るため、専門家による個別相談を実施している。

(平成30年度)

専門医による個別相談

開設回数 12回

相談実人数 29人

6 自殺予防対策

自殺対策基本法に基づき、講演会の開催等、区民への啓発を図った。

なお、令和元年度を始期とする「ヘルシータウン21（第二次）後期5ヵ年計画」では、分野4「こころの健康づくりと自殺対策」を柱とし、法に定める「北区自殺対策計画」と位置付け、自殺対策に計画的に取り組む。

(1) 自殺予防講演会

講演テーマ

こころのトリセツ～コンサートと講演会のタベ～

参加人数 75人

開催回数 1回

(2) 相談窓口周知リーフレット

9,800部

地域医療連携推進担当課長

1 在宅療養連携推進事業 (34,774千円)

在宅療養生活をおくる区民及び家族を支えるため、医療・介護関係者とともに行う在宅療養推進に向けた検討や多職種連携研修会等を通じた医療・介護関係者の顔の見える関係づくり、在宅療養・看取りに関する普及啓発活動など、国の定める在宅医療・介護連携推進事業の8事業項目を中心とする取組を実施し、区内の在宅療養支援体制の充実を図る。

(1) 在宅療養推進会議及び検討部会の開催 (1,992千円)

医療・介護関係者とともに関内の在宅療養推進に向けた検討を行う会議を開催する。

(平成30年度実績)

在宅療養推進会議 2回開催

連携事業評価部会、在宅療養資源検討部会、区民啓発推進部会 各2回開催

(2) 医療社会資源調査の実施 (8,882千円)

在宅療養支援を行う区内の医療機関及び介護事業者等の情報の調査を行い、冊子及び検索システムにより区民及び医療機関等に提供する。

(3) 在宅療養協力支援病床確保事業 (2,969千円)

在宅療養中の高齢者の病状悪化等の際に、かかりつけ医の判断のもと、速やかに短期の入院治療につながるよう区内の医療機関に病床を確保し、在宅療養生活の継続を支援する。

(平成30年度実績) 利用件数：13件

(4) 在宅療養相談窓口事業 (6,000千円)

病院や地域医療機関、ケアマネジャー等からの退院支援を中心とする専門相談に応じ、適切に在宅療養が行えるよう関係機関と調整を行う専門職のための相談窓口を設置し、在宅療養生活の継続を支援する。北区医師会に委託し、北区医師会訪問看護ステーション内に設置している。

(平成30年度実績)

相談者	区内	区外	合計
病院	11	19	30
診療所	11	1	12
高齢者あんしんセンター	7	0	7
訪問看護ステーション	11	2	13
ケアマネジャー	37	0	37
区民	10	1	11
その他	1	6	7
合計	88	29	117

(5) 在宅療養多職種ネットワーク構築事業（補助事業） (900千円)

ICTネットワークを活用した多職種連携の取り組みを行う北区医師会に対して、事業費の補助を行い、医療・介護関係者の情報共有を支援する。

(6) 在宅療養患者搬送事業（補助事業） (10,000千円)

病院が保有する救急車を活用して、かかりつけ医の判断のもと在宅療養患者を区内病院へ無料で搬送する北区医師会の取り組みに対して、事業費の補助を行い、在宅療養生活の継続を支援する。

(7) 多職種連携研修事業（補助事業） (1,800千円)

在宅療養に関わる地域の医療・介護関係者に対して、グループワーク等を通じて多職種連携の実際を習得する研修会等を行う団体（北区在宅ケアネット）に対し、事業費の補助を行い、地域の多職種連携を推進する。

（平成30年度実績）

多職種連携研修会 1回開催（2日制） 研修修了者 46名

顔の見える連携会議 6回開催（3圏域で各2回） 参加者延べ 281名

(8) 区民啓発推進事業 (492千円)

介護が必要になったときや、人生の終末期を迎えたときに、在宅療養を選択肢の一つとして考えることができるよう、講演会や地域への出前講座など、さまざまな機会を捉えた啓発活動を行う。

（平成30年度実績）

在宅療養を進める講演会 1回開催 参加者 89名

出張出前講座 2回実施 参加者 延べ38名

(9) 摂食えん下機能支援推進事業 (1,739千円)

摂食えん下機能評価医やリハビリテーション職等の専門職を対象とする研修会や、区民（介護者）向けの講座を実施し、高齢期における摂食えん下機能の低下防止や誤えん性肺炎の予防につなげる。

（平成30年度実績）

摂食えん下機能評価医及びリハビリテーションチーム養成フォローアップ研修の実施

区民向け講座 4日制1回実施

2 休日診療 (75,780千円)

(1) 休日診療事業 (65,589千円)

北区医師会、地区歯科医師会、北区薬剤師会の協力を得て、日曜日・祝日（振替日を含む）及び年末年始（12月29日から1月4日）における急病患者に対して診療事業を実施している。休日診療（内科・小児科）、休日準夜診療（内科・小児科）及び休日薬局は北区医師会館2階で、休日歯科応急診療は滝野川西区民センター2階及び北歯科医師会館1階で実施している。

(平成30年度)

区 分	診 療 時 間	患 者 数
休日診療	午前10時～午後5時	2,560人
休日準夜診療	午後5時～午後10時	1,157人
休日歯科応急診療	午前9時～午後5時	417人
休日薬局	午前10時～午後10時	3,435人

(2) 子ども夜間救急事業 (10,191千円)

月曜日～土曜日(祝日・年末年始を除く)の夜間における子ども(15歳以下)の急病患者に対する診療事業を、北区医師会の協力を得て、東京北医療センターに委託して実施している。

診療日数 292日

(平成30年度)

区 分	診療時間	患 者 数
子ども夜間救急事業	午後8時～午後11時	1,640人

3 心身障害者歯科診療事業 (24,047千円)

心身障害又は高齢のため、一般歯科診療所では治療が困難な方に対して、北区障害者口腔保健センターで歯科治療及び口腔保健指導を実施している。

(平成30年度)

区 分	患者数(延人数)
診療	1,726人
口腔保健指導	92人

4 障害者施設等歯科健診事業 (2,029千円)

障害者及び要介護高齢者の歯の健康保持増進を図るため、障害者施設等への歯科健診及び口腔ケア指導を実施する。あわせて施設等従事指導員向けの口腔ケア研修を実施する。

(平成30年度)

歯科健診及び 口腔ケア指導	障害者施設	11施設	262人
	特別養護老人ホーム	7施設	551人
指導員向け研修	6回		

生活福祉課（北部地域保護担当課長を含む）

1 生活保護 （18,980,761千円）

生活保護法の規定に基づき、生活困窮者に対してその程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

(1) 平成30年度生活保護の窓口相談件数・申請件数

(ア)相談件数 延べ 2,368件（母子・女性相談件数を含む）

(イ)申請件数 742件

(2) 生活保護基準による具体的事例

標準3人世帯生活扶助費（33歳男・29歳女・4歳子）

	基準額（月額）	対前年度伸率
令和元年度	147,170円	▲ 2 %
平成30年度	150,106円	0 %
平成29年度	150,106円	0 %
平成28年度	150,106円	0 %

※児童養育加算等は別途計上される。

※冬季加算は年間合計額を12で除した金額を1月分として計上する。

(3) 被保護世帯・人員及び保護率

	北区総世帯（初日）	被保護世帯（月中）	北区総人口（初日）	被保護人員（月中）	保護率
平成31年3月	196,584世帯	7,748世帯	352,291人	9,301人	2.64%
平成30年3月	193,123世帯	7,884世帯	348,274人	9,520人	2.73%
平成29年3月	190,191世帯	7,867世帯	345,650人	9,570人	2.77%
平成28年3月	186,808世帯	7,877世帯	342,114人	9,655人	2.82%

※北区総人口は東京都推計人口

※被保護世帯及び被保護人員は保護停止中のものを含む。

(4) 扶助別被保護世帯数及び人数

（平成31年3月中）

	保護の実数	扶助別内訳							
		生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
世帯数	7,720	6,712	6,984	154	1,878	6,901	0	117	43
	—	86.9%	90.4%	1.9%	24.3%	89.3%	0%	1.5%	0.5%
人数	9,202	8,021	8,278	226	1,924	8,068	0	134	43
	—	87.1%	89.9%	2.4%	20.9%	87.6%	0%	1.4%	0.4%

※厚生労働省被保護者調査第1表

※世帯数及び人数は保護停止中のものを除く。

※世帯数及び人数の下段は、現に保護を受けたものに対する構成率

(5) 世帯類型別被保護世帯

(平成31年3月中)

	単身者世帯		2人以上の世帯		計	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者世帯	世帯 4,616	% 59.8	世帯 369	% 4.8	世帯 4,985	% 64.6
母子世帯	—	—	194	2.5	194	2.5
傷病・障害者世帯	1,193	15.5	228	2.9	1,421	18.4
その他	760	9.8	360	4.7	1,120	14.5
計	6,569	85.1	1,151	14.9	7,720	100.0

※厚生労働省被保護者調査第4表

※世帯数は保護停止中のものを除く。

(6) 労働力類型別被保護世帯

(平成31年3月中)

		単身者世帯		2人以上の世帯		計	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	世帯 654	% 8.5	世帯 211	% 2.7	世帯 865	% 11.2
	日雇労働者	124	1.6	15	0.2	139	1.8
	内職者	70	0.9	15	0.2	85	1.1
	その他の就業者	26	0.3	10	0.1	36	0.5
	小計	874	11.3	251	3.3	1,125	14.6
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		0	0.0	158	2.0	158	2.0
働いている者のいない世帯		5,695	73.8	742	9.6	6,437	83.4
計		6,569	85.1	1,151	14.9	7,720	100.0

※厚生労働省被保護者調査第4表

※世帯数は保護停止中のものを除く。

(7) 医療扶助人員

(平成31年3月中)

	医療単給				その他の扶助と併給				計	
	精神		その他		精神		その他			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
入院	人 133	% 1.6	人 76	% 0.9	人 37	% 0.5	人 139	% 1.7	人 385	% 4.7
入院外	0	0	105	1.3	71	0.9	7,507	93.1	7,683	95.3
計	133	1.6	181	2.2	108	1.3	7,646	94.8	8,068	100.0

※医療単給は入院患者日用品費、一時扶助等支給を含む。

※厚生労働省被保護者調査第2表

(8) 平成30年度保護開始・廃止の主な理由

【開始】

開始事由		件数
傷病による	1 世帯主の傷病	195
	2 世帯員の傷病	4
3 急迫保護で医療扶助単給		34
4 要介護状態		5
5 働いていた者の死亡		2
6 働いていた者の離別等		5
失業	7 定年・自己都合退職による失業	29
	8 解雇・勤務先都合による失業	6
9 老齢による収入の減少		60
10 事業不振・倒産		2
11 その他の働きによる収入の減少		40
12 社会保障給付金の減少・喪失		3
13 貯金等の減少・喪失		264
14 仕送りの減少・喪失		21
15 その他		11
他の管内からの転入保護世帯		52
合計		733

【廃止】

廃止事由		件数
傷病 治癒	1 世帯主の病気の治癒	0
	2 世帯員の病気の治癒	0
3 死亡		432
4 失そう		61
5 働きによる収入の増加・取得		97
6 働き手の転入		1
7 社会保障給付金の増加		23
8 仕送りの増加		1
9 親類・縁者等の引取り		23
10 施設入所		5
11 医療費の他法負担		12
12 その他		117
他の管内への転出保護世帯		80
合計		852

2 生活保護法施行事務費

(172,276千円)

生活保護法を執行するための諸事務費を計上すると共に、「生活保護法」の被保護者等の自立支援事業を行う。

(1) 就労支援事業

被保護者等の就労を促進するため、支援事業者が支援を行う。

平成30年度実績 就労支援事業実施者数 226人
就労準備支援事業実施者数 50人

(2) 金銭管理支援事業

被保護者の自立支援のために、金銭管理支援サービスを実施する。

平成30年度実績 金銭管理支援実施者数 228人

(3) 年金受給促進支援事業

年金資格調査員を配置して被保護者の年金受給資格調査の実施体制を強化し、生活保護費の適正化を図る。

平成30年度実績 調査実施者数 270人

(4) 精神疾患による長期入院者の退院促進支援及び居宅生活者の健康管理支援事業

精神疾患により長期入院している被保護者のうち退院が可能な者、及び精神保健医療の対象となる生活課題により居宅生活が困難な者について支援を実施する。

平成30年度実績 退院促進支援実施者数 52人
健康管理支援実施者数 41人

3 被保護者自立促進事業 (24,492千円)

「生活保護法」による被保護者及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく被支援者に対して、本人及び世帯の自立等の支援を図るため、それに要する経費の一部を法外援助として支給する。

平成29年度実績	学習環境整備支援費	64人	7,962,021円
	居宅清掃	15人	3,147,120円
	修学旅行支度金	71件	464,900円

4 中国残留邦人等支援事業 (248,538千円)

永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の生活の安定と地域社会における自立の促進を支援するため、支援給付金及び配偶者支援金を支給するとともに、自立支援通訳派遣事業や地域生活支援事業を行う。

被支援者(平成31年3月中) 世帯数 60世帯 人数 99人

5 生活困窮者自立支援事業 (72,255千円)

生活保護に至る前段階の生活困窮者に対して、自立の促進を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行され、北区では北区くらしとしごと相談センターを開設して、支援を行っている。

①自立相談支援事業

複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め、就労その他の自立に関する包括的な相談支援、自立に向けた支援計画の作成等を実施する。

②住居確保給付金の支給

離職により住居を喪失又はそのおそれのある方に、住居確保給付金の支給及び就労支援を行う。

③家計改善支援事業

家計から生活再建の見直しが必要な方に、家計に関する相談や家計管理に関する指導等を行う。

④生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の小学生の子どもに対する学習支援や居場所づくり、進路相談や保護者への養育支援等を行う。

⑤就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、日常生活に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援の3段階の支援を実施する。

平成30年度実績

(1) 新規相談受付件数	581件
(2) 支援プラン作成件数	184件
(3) 住居確保給付金の支給件数	50件

6 入院助産 (6,750千円)

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設へ入所させて、助産を受けさせる。

平成30年度実績 6人 ※ 都立病院(区負担なし)1人を含む。

7 母子生活支援施設 (68,389千円)

18歳未満の児童を有する配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその児童を入所させ、保護するとともに、自立促進のための生活支援を行う。

管理運営は24時間管理体制をとり、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者 社会福祉法人 東京都福祉事業協会
 指定管理料 68,389千円
 建築構造 9階建(1~4階部分)・都営シルバー住宅併設 1,658.7㎡
 居室 24室(1DK 18室・2DK 6室)、緊急一時保護室 2室(1DK) 計 26室

入居者状況 (平成31年4月1日現在)

	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	計
世帯数	3	4	0	0	7
人数	6	12	0	0	18

8 母子緊急一時保護等事業 (575千円)

配偶者等から暴力を受け、緊急に保護が必要な母子等を一時保護し、安心・安全を確保するとともに、婦人相談員は売春防止法に基づく「要保護女子」の保護更生等のために、母子・父子自立支援員は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子世帯」の自立等に向けて、相談・援助を行っている。

平成30年度実績

(1) 婦人相談員、母子・父子自立支援員活動

女性相談人数 延べ 937人

母子相談人数 延べ 464人

(2) 警察署・女性相談センター等移送 14件

(3) 緊急一時保護ホテル宿泊費助成 0件

9 母子家庭等自立支援給付金事業 (11,944千円)

母子家庭の母等に自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給することによって、適職に就くための能力開発及び資格取得の取組を支援し、当該世帯の自立の促進を図る。

平成30年度実績 自立支援教育訓練給付金 6件 424,356円

高等職業訓練促進給付金 6件 6,796,000円

10 ひとり親家庭休養ホーム事業 (0千円)

ひとり親家庭のレクリエーションと休養のために、日帰り施設を指定し、利用料の一部を助成して、ひとり親家庭の福祉の向上を図る。

平成30年度実績 日帰り施設 625人 928,300円

11 行旅病人救護・行旅死亡人等取扱 (8,811千円)

短期滞在外国人で、住所や就労先がなく、旅行中に病気等により入院した場合に医療費等を給付する。
また、身元不明や引取人のいない死亡人を埋葬する。

平成30年度実績	行旅病人	0人
	行旅死亡人等	37人

※「行旅死亡人等」には、行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人のほか、墓地、埋葬等に関する法律第9条に基づき区が埋葬した引取者のない死亡人を含む。

12 行旅死亡人等の慰霊 (91千円)

区内において行旅死亡人等となり、現在に至るまで親族縁故者の発見されない無縁の霊を慰霊する。

平成30年10月24日実施 於 慰霊塔前(赤羽台3丁目宝幢院墓地内)

13 福祉資金貸付事業 (2,897千円)

低所得世帯や配偶者のいないひとり親などに対し、福祉資金の貸付を行うことにより、生活の安定と生活意欲の増進を図る。

平成30年度実績

(1) 東京都母子及び父子福祉資金	貸付状況	23件	11,149,400円
〔 内訳 母子福祉資金	貸付状況	22件	9,997,400円
	父子福祉資金	1件	1,152,000円
	返還状況(平成31年3月31日現在)		63,370,049円
(2) 応急小口資金	返還状況(平成31年3月31日現在)		766,500円
(3) 母子福祉応急小口資金	返還状況(平成31年3月31日現在)		30,000円
(4) 女性福祉資金	返還状況(平成31年3月31日現在)		3,549,204円

(2),(3),(4)いずれも貸付件数は0件、貸付金額は0円である。

14 精神障害者入院同意(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)

平成30年度実績 32件

高齢福祉課

- 1 高齢者あんしんセンターの運営 (489,227千円)
地域の高齢者の生活を支える総合機関として、17か所(直営1、委託16)の高齢者あんしんセンターにおいて介護予防支援事業、総合相談支援事業、権利擁護事業等を実施する。
平成28年10月には、地域包括ケアシステムの中心を担う高齢者あんしんセンターの担当地域を見直し、地域振興室の担当区域と同一とする再編を行った。令和元年秋には豊島高齢者あんしんセンターを豊島区民センターに移転を予定している。また、平成25年度に設置した出張窓口3か所を引き続き運営する。
- 2 高齢者あんしんセンターサポート医の配置 (3,760千円)
医療依存度の高い高齢者や介護・医療サービスにつながらない高齢者の相談対応等、高齢者あんしんセンターを医療的側面から支援するため、区内7つの圏域に非常勤医師を配置する。
- 3 地域ケア会議推進事業 (1,614千円)
高齢者が住み慣れた地域で自立した生活をおくることができる地域包括ケアシステム構築のため、地域ケア会議を実施する。
区レベルの地域ケア会議であるおたがいさま地域創生会議、王子・赤羽・滝野川の3圏域での地域包括ケア連絡会及び高齢者あんしんセンター圏域での地域ケア個別会議を実施する。
- 4 介護予防ケアマネジメントの実施 (3,914千円)
直営地域包括支援センター(王子)で、要支援1・2及び事業対象者に対し、要介護状態にならないよう、また、自立した生活を送れるよう支援を行うため、介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)の作成等を行う。
平成30年度ケアプラン作成等件数 410件
- 5 高齢者虐待防止推進事業 (2,289千円)
高齢福祉課内の高齢者虐待防止センターにおいて、関係機関等の総合調整、週1回の臨床心理士による介護者等の専門相談窓口、高齢者虐待防止の啓発活動など、充実した相談業務を実施する。
- 6 権利擁護機能の充実 (8,406千円)
判断能力がなく、成年後見人等を選任する必要があるながら、身寄りがない等の理由で家庭裁判所へ成年後見開始等の申立てができない高齢者について、区長が本人に代わって申立てを行い、必要な支援を行う。また、報酬等の支払いが困難な方を対象に成年後見人等に対する報酬等の支払い費用を助成する。
本人及び親族による申立ての場合であっても、申立て費用や成年後見用診断書の作成費用及び報酬等の支払いが困難な方に対し助成を行い、成年後見制度の利用を促進する。
- 7 地域包括ケア推進計画策定費 (8,233千円)
地域包括ケア推進計画(高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画)策定のため、高齢者等を

対象とするアンケート調査を実施する。

- 8 高齢福祉課事務費 (6,327千円)
高齢者向け福祉サービスの内容と利用方法などをまとめた「高齢者福祉のしおり」の作成や、高齢者福祉施策の検討のために学識経験者を中心に構成する「長生きするなら北区が一番研究会」を運営する。
- 9 家族介護者支援事業 (1,404千円)
家族介護者リフレッシュ事業等、家族介護の身体的、精神的、経済的負担の軽減や高齢者の見守り等を実施する。
- 10 特別養護老人ホームの入所調整 (5,727千円)
特別養護老人ホームの入所希望者に対し、希望者間の公平性、公正性を確保するため、入所調整基準に基づきポイントを付けて入所順位を決定し、待機者への相談・支援を行う。
- 11 高齢者福祉マッサージ券支給 (1,829千円)
民生委員による一人暮らし定期訪問を受けている方及び介護保険法の要介護認定において要介護4又は5と認定された在宅の高齢者等に福祉マッサージ券を支給する。
平成30年度延利用者数 409人
- 12 高齢者福祉電話事業 (98千円)
65歳以上の一人暮らし又は世帯全員が65歳以上で、生計中心者が住民税非課税の、近隣に親族が居住していない世帯に対し、区が電話を貸与する。(新規貸与は22年度で終了)
平成31年4月1日現在貸与世帯数 56世帯
- 13 一人暮らし高齢者等寝具乾燥 (1,554千円)
(1) 一人暮らし高齢者寝具乾燥
65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方で、寝具の乾燥が困難な方に対し、寝具の乾燥を行う。(月1回実施)
平成31年4月1日現在利用者数 89人
(2) 要介護高齢者等寝具乾燥
40歳以上で、介護保険法の要介護認定において要介護4又は5と認定された、寝具の乾燥が困難な在宅の方に、寝具の乾燥等を行う。(月1回実施)
平成31年4月1日現在利用者数 14人
- 14 要介護高齢者等訪問理美容 (1,074千円)
40歳以上で、介護保険法の要介護認定において要介護4又は5と認定された在宅の方に対し、理容師又は美容師を派遣し調髪を行う。(3か月に1回実施)
平成31年4月1日現在利用者数 120人

- 15 要介護高齢者等紙おむつ支給・おむつ代金助成 (122,099千円)
- (1) 紙おむつの支給
40歳以上で介護保険法の要介護認定において、要介護4または5と認定された方、要介護3で75歳以上の方で、常時おむつを必要としている方に月5,000円相当の紙おむつを支給する。
平成31年3月31日現在利用者数 1,547人
- (2) おむつ代金助成
40歳以上で介護保険法の要介護認定において、要介護4または5と認定された方、要介護3で75歳以上の方で、病院指定のおむつを使用している方におむつ代の一部を支給する。(月額5,000円上限)
平成31年3月31日現在利用者数 247人
- 16 高齢者住宅改造費補助 (10,080千円)
65歳以上の高齢者で、日常生活の動作に困難があり、在宅での生活を継続するために住宅の改造が必要な方に対し、住宅改造費の一部を助成する。ただし、介護保険の給付対象となる改修については、介護保険を優先する。設備改造については、要支援、要介護の方を対象とする。
平成30年度助成実績件数 67件
- 17 養護老人ホーム (305,236千円)
身体上、精神上、環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活に支障のある高齢者を対象に入所措置を行う。
平成31年3月31日現在入所者数 128人
- 18 高齢者緊急生活支援・認知症高齢者一時保護 (13,017千円)
おおむね65歳以上で介護保険の認定を受けていない在宅高齢者のうち、家庭の事情等により、一時的に在宅の生活が困難になった方に対し、介護保険法に規定する短期入所生活介護に準じたサービス(入所期間は1回について2週間以内)として高齢者緊急生活支援事業を実施する。
また、認知症高齢者一時保護は、区内7か所の特別養護老人ホームと契約し、警察に保護された認知症や虐待にあった高齢者を緊急に保護をする。
高齢者緊急生活支援 : 平成30年度延利用件数 23件
認知症高齢者一時保護 : 平成30年度延利用件数 3件
- 19 外国人高齢者特別給付金 (361千円)
国民年金制度上、老齢基礎年金等を受けることができない在日外国人等に対し、給付金を支給する。
(支給金額 月額15,000円)
- 20 高齢者生活援助サービス事業 (10,402千円)
介護を必要とする高齢者が安心して在宅生活を営むことができるように支援するため、北区社会福祉協議会が行っている「友愛ホームサービス」について利用料や年会費の一部を補助し、介護保険給付だけでは対応できない日常生活の支援を実施する。
平成30年度延利用者数 1,128人

- 21 高齢者見守り・緊急通報システム事業 (49,276千円)
 民間方式の緊急通報システムを設置することにより、常時見守りを要する一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、365日・24時間見守りのできる体制をとり、緊急時の対応だけでなく、夜間・休日においても看護師等による健康・医療などの専門相談に応じるとともに、安否確認を兼ねた月1回のお伺い電話をし、気軽に双方向のコミュニケーションを行う。
 また、緊急通報システム設置世帯のうち、希望する世帯に対し火災安全システム及び安否確認センサを設置する。
- 22 高齢者熱中症予防等対策事業 (2,113千円)
 区内各所で熱中症予防のチラシを配布及び掲示するとともに、見守りの優先度の高い高齢者には、高齢者あんしんセンターが訪問し熱中症対策グッズを配布することにより、高齢者への熱中症予防の普及・啓発を図る。また、救急医療情報キットや更新用シートを65歳以上の一人暮らし及び75歳以上の希望者に配付する。
- 23 主任介護支援専門員等スキルアップ研修事業費 (743千円)
 地域包括ケアシステム構築のために自立支援に資するケアマネジメントを推進するため、主任介護支援専門員のスキルアップ研修会を開催するとともに、高齢者あんしんセンターと居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員が連携して地域の介護支援専門員等の実践力を高める研修会を開催する。
- 24 シルバー人材センター補助 (40,372千円)
 平成31年度補助予定額 39,342,000円 (平成30年度補助額 39,342,000円)
- 25 老人いこいの家 (84,936千円)
 60歳以上の区民の方が、健康づくりやレクリエーションなどで、1日を健康的に、楽しく活動的に過ごす施設として、浴場、集会室及び娯楽室を備えた老人いこいの家を3か所(志茂・滝野川・名主の滝)設置している。また、老人いこいの家を会場に、筋力アップ体操教室、ふれあい食事会などを開催している。

(施設概要)

名称	所在地	延面積	定員	設置年月日
志茂 老人いこいの家	志茂1-2-22 元気ぷらざ1階	623.90㎡	100人	H10.10.8
滝野川 老人いこいの家	滝野川1-46-7 滝野川東区民センター2階	610.30㎡	100人	H9.8.4
名主の滝 老人いこいの家	岸町1-15-25 名主の滝公園内	994.02㎡	100人	S55.5.20

尚、志茂老人いこいの家は、令和元年9月1日から令和2年4月30日まで、改修工事のため一時休館となる。

(指定管理)

名 称	指定管理者	指定年月日
志 茂老人いこいの家	FH元気パートナーズ	H20. 4. 1
滝野川老人いこいの家	社会福祉法人北区社会福祉事業団	H18. 4. 1
名主の滝野老人いこいの家		H18. 4. 1

※志茂については、元気ぷらざと一体的に運営している。

(平成30年度利用状況)

単位：人

名 称	男	女	計	1日平均
志 茂老人いこいの家	27,117	26,251	53,368	176
滝野川老人いこいの家	17,599	14,728	32,327	105
名主の滝野老人いこいの家	18,829	22,501	41,330	134
計	63,545	63,480	127,025	415

26 授産場

(49,151千円)

区内に居住する一般就労が困難な60歳以上の方を利用対象に、生活の安定と福祉の向上を図るために、能力に適した作業を提供する。

名 称	住 所	延面積	定員	設置年月日
王 子授産場	王 子2-19-20	505.78㎡	50人	S55.3.1
桐ヶ丘授産場	桐ヶ丘2- 7 -22	320.00㎡	33人	S55.3.1

※平成18年4月から、公益社団法人北区シルバー人材センターが指定管理者

長寿支援課

1 シニアクラブの支援 (48,723千円)

概ね60歳以上の方が、地域で仲間づくりをし、相互に支え合い、社会参加、社会貢献、健康づくり、いきがいづくりを推進できるよう支援するため、会員数30人以上のシニアクラブを対象に、活動費の一部を補助する。

平成31年4月1日現在シニアクラブ数 123クラブ

令和元年度補助予定額（カッコ内は平成30年度実績）

補助金総額 38,028,000円 (36,821,000円)

助成金

内 訳 各シニアクラブ補助金 32,934,000円 (31,662,000円)

平成30年度

月額	30人以上	49人以下	18,500円
	50人以上	74人以下	19,000円
	75人以上	99人以下	19,500円
	100人以上	149人以下	22,500円
	150人以上	199人以下	23,500円
	200人以上		26,100円

令和元年度から

月額	30人以上	49人以下	16,000円
	50人以上	74人以下	16,500円
	75人以上	99人以下	17,000円
	100人以上	149人以下	20,000円
	150人以上	199人以下	21,000円
	200人以上		23,600円

※北区シニアクラブ連合会に加入するシニアクラブは、上記の交付額に月額2,500円を加算する。

シニアクラブ連合会補助金 5,094,000円 (5,159,000円)

2 敬老祝品の贈呈 (24,745千円)

77歳、88歳の方を対象に、その長寿をお祝いするとともに、祝品を贈呈する。

また、100歳及び男女の最高齢長寿者には祝金等を贈呈するとともに、100歳の長寿者宅を区長が表敬訪問する。

対象年齢	30年度実績数	30年度祝品
100歳・最高齢者(男女)	84人	祝金
88歳	1,570人	北区内共通商品券
77歳	3,793人	北区内共通商品券

3 高齢者ヘルシー入浴事業 (84,162千円)

区内に住所を有する70歳以上の方(昭和25年4月1日以前に生まれた方)を対象に、社会参加の促進や入浴による健康の増進を図るため、高齢者ヘルシー入浴補助券を支給する。

1回当たりの利用者自己負担額は100円である。また、荒川区内の2軒の公衆浴場も1回当たりの利用者自己負担額150円で利用できる。

平成30年度利用枚数 242,008枚

4 高齢者ふれあい会食事業 (23,844千円)

(1) 高齢者ふれあい会食

区内在住で介護保険の認定を受けていない65歳以上の方を対象に、年間を通して決まった曜日・会場に集まることで、外出のきっかけをつくり、同年代の方と一緒に食事や食後の時間を過ごすことで、さまざまな方と交流できるとともに、食への関心も高まり低栄養予防にもつなげることを目的に実施する。

	会食会場数	参加者数
平成31年3月31日現在	46か所	942人

(2) 高齢者会食推進補助事業

地域において高齢者を対象とした会食及び配食サービス活動を自主的に実施している団体への活動費補助を実施する。

年度	団体数	補助額(円)	内訳
30年度	14団体	1,400,000	100,000×14団体

5 高齢者地域自立支援ネットワーク推進事業 (5,290千円)

(1) おたがいさまネットワーク

民生委員や声かけサポーター(民生委員から推薦を受けたボランティア)による声かけサービスの実施や、地域の社会資源による地域の見守り機能の充実を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを行う。

高齢者あんしんセンターを中心に、町会・自治会、医療機関、介護事業所等の協力団体による見守りの地域単位のネットワークの充実を図る。

平成31年4月1日現在 声かけサポーター 28人 対象者 324人
協力団体 1,196か所

(2) 一人ぐらし高齢者定期訪問・相談

民生委員が虚弱な65歳以上の一人暮らし高齢者をおおむね週1回定期的に訪問し、緊急時の対応や悩み事の相談を行う。

平成31年4月1日現在対象者数 194人

6 健康はつらつパワーアップ事業

(44,032千円)

(1) 介護予防把握事業

事業対象者（「笑顔で長生き調査（基本チェックリスト）」により、生活機能の低下があると判断された者）を的確に把握し、介護予防事業へつなげるため、笑顔で長生き調査説明会や高齢者あんしんセンターの窓口・サロン・ぶらっとほーむなどの事業において笑顔で長生き調査を実施する。

(平成30年度)

調査実施数	年齢区分	事業対象者数
732人	65～74歳	97人
	75歳以上	392人
	合計	489人
	該当率	66.8%

「笑顔で長生き調査説明会（おたっしや教室無料体験会）」

平成30年度 実施回数12回、参加者数132人（ぶらっとほーむ実施分を含む）

(2) 介護予防普及啓発事業

介護予防の普及啓発として、一般高齢者に対して老年症候群に対する対策の必要性を理解してもらうために、各種教室や出前の講座、講演会などを開催する。

(平成30年度開催事業)

「きたく介護あんしんフェア2018」

開催日：平成30年11月11日（日）

会場：赤羽会館講堂、大ホール 他

参加者数：延べ867人

その他の講演会・教室名	実施回数	参加者数
健康はつらつ講座（出前講座）	86回	1,367人
お口と食の健康教室	全2回（3会場 3教室）	60人
骨盤底筋体操教室	全2回（3会場 3教室）	200人
介護予防で元気はつらつサロン	全1回（95教室）	2,610人
介護予防講演会 （テーマ：低栄養予防、口腔機能向上、腰痛予防、住民主体の介護予防活動について）	4回	733人

(3) 地域介護予防活動支援事業

①地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うため「おたっしゃ筋力アップ体操教室」「介護予防リーダー養成講座」等を開催する。

(平成30年度)

講座名	回数	受講者数
介護予防リーダー養成講座(第11期生)	全8回	27人
介護予防リーダー実践研修	1回	59人
認知症予防教室① 「脳に効く!ウォーキング術を学ぼう」	全16回とフォロー教室1回を 2クール実施	35人
認知症予防教室② 「脳に効く!シニアの絵本読み聞かせ」	教室全14回とフォロー教室3回	20人

※おたっしゃ教室：運動器の機能向上などを図るプログラムを実施した。

(平成30年度)

教室名	1クール	会場数	定員数	参加者数	(内事業対象者数)
おたっしゃ 筋力アップ体操教室	前期20回	9	175人	99人	(2人)
	後期20回	9	175人	100人	(0人)
元気アップマシン トレーニング教室 (通所型サービスとして 実施)	前期40回	2	30人	24人	(1人)
	後期40回	2	30人	23人	(0人)

②自主グループ活動支援事業

おたっしゃ教室終了生などから立ち上げられた介護予防の自主グループへ、リハビリ専門職を派遣し活動の助言指導(立ち上げ3か月後、9か月後)を行う。また、自主グループの交流会体力測定会を行う。

平成30年度派遣実績 リハビリ専門職38件

平成30年度「介護予防自主グループ交流会」1回開催、38グループ(67人)参加

平成30年度「介護予防自主グループ体力測定会」を北区リハネット主催で実施 1回開催
27グループ(99人)参加

③ご近所体操教室

すでに人間関係が構築されている町会・自治会、シニアクラブなどの単位で、身近な場所でおたっしゃ教室を実施し、教室終了後も介護予防の自主グループとして活動が継続できるようにする。

週1回3か月間町会・自治会会館等で実施。

平成30年度 12グループ 180人参加

(4) 一般介護予防事業評価事業

介護予防事業評価委員会を開催し、おたっしゃ教室（おたっしゃ筋力アップ体操教室、元気アップマシントレーニング教室）等の評価を行い、事業実施方法等の改善を図る。

（平成30年度）

開催日：平成30年12月27日

参加者：委員39人、傍聴8人

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、リハビリテーション専門職等が、おたっしゃ教室等に関与し、運動指導員等への専門的な助言や自主活動グループへの支援を行い、通いの場を地域の中で展開する。

また、担当高齢者あんしんセンターとの交流を通して技術支援を行う。（地域ケア会議、地域の会議などの参加も含む。）

リハビリテーション専門職の支援

（平成30年度）

内容	件数
技術支援 ・おたっしゃ教室最終回にて自主グループ化に向けての助言指導	28件
会議参加 ・連絡会・介護予防事業の検討等の会議 ・地域包括ケア連絡会、地域ケア個別会議等への参加等	37件

7 介護予防拠点施設運営

（60,791千円）

（ぶらっとほーむ滝野川東、ぶらっとほーむ桐ヶ丘）

いつまでも住み慣れたまちで、元気で自立した生活が送れるように、高齢者の社会参加と地域の支え合いの体制づくりを目指した介護予防事業と通所型サービス事業を行う。

指定管理者 社会福祉法人 北区社会福祉協議会

8 シニア元気応援事業

（14,364千円）

元気な高齢者がいつまでも元気に暮らせるように、日頃から潤いのある生活を送るために役立つ事業を展開する。

平成26年度末より実施した高齢者いきいきサポーター制度は、この制度に登録した「いきいきサポーター」が、指定された受入施設で行ったボランティア活動の活動時間に応じ、「いきいきサポーター手帳」にスタンプを押印し、集まったスタンプ数に応じて現金に換金することができる制度である。現在は特別養護老人ホームや高齢者施設を受け入れ施設としているが、今後は、高齢者施設に限らず対象施設を拡充するとともに、いきいきサポーター登録者の拡大を図っていく。

(平成30年度)

① 元気な高齢者のための芝居を見る会	6回	602人
② 高齢者いきいきサポーター制度	受入施設	68施設
	登録者	873名
		(延べ1,120人)

9 生活支援体制整備事業 (103,259千円)

生活支援等サービス提供体制のコーディネートを担う生活支援コーディネーターを各高齢者あんしんセンターに配置する。生活支援コーディネーターは、見守りが必要な高齢者の発見、見守りの協力員など担い手の発掘・育成、地域のネットワークづくり等を行い、高齢者あんしんセンターの見守り機能を強化する役割も担う。

また、北区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、区全域でのサービス開発やサービス提供主体の発掘支援など地域ネットワークの構築に取り組む。

元気高齢者をはじめ、住民主体の活動やNPO・社会福祉法人等の多様な主体によるサービスの構築のために区レベルの協議体として地域ケア会議を兼ねるおたがいさま地域創生会議を開催し、潜在的な人的資源や社会資源を発掘していく。

地域の担い手づくり講演会

「おたがいさまなまちづくり～つながりが長寿をつくる～」 参加者250人

10 認知症初期集中支援事業 (9,252千円)

各高齢者あんしんセンターに認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実を図る。

認知症サポート医や地域の医療・介護専門職の協力を得て、多職種協働チームが地域の中で「認知症の総合アセスメント」を行い、「診断へのアクセス」と「統合ケアの調整」を実施することで、本人にとって有益な自立生活をサポートする。

平成30年度実績

初期集中支援チーム	支援対象者数	52人
	訪問延べ回数	363回
	チーム会議開催数	78回

11 認知症地域支援・ケア向上事業 (41,652千円)

認知症の総合相談窓口である各高齢者あんしんセンターに認知症地域支援推進員と認知症支援コーディネーターを配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人や家族を支援する相談業務及び、認知症の疑いのある人の早期発見・診断・対応を進める等、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

平成30年度実績

認知症カフェ 設置数 25か所 開催延べ回数 284回
認知症ケア向上多職種協働研修 1回開催 修了者118名
認知症の相談延べ件数 4,406件

12 地域見守り・支えあい活動促進補助事業 (14,843千円)

一人暮らし高齢者等の見守り活動を行っている町会・自治会に対し、活動費の一部を補助することにより自主的な地域の見守り活動の輪を広げるとともに、「おたがいさまネットワーク」による見守り体制の連携強化を図る。

令和元年度補助金交付団体 65団体

13 認知症家族介護支援事業 (3,941千円)

認知症の人にやさしい地域づくりを推進していくため、認知症に関する知識の普及・啓発や、認知症家族介護者への支援等を行う。

認知症サポーター養成講座・認知症サポート店

認知症サポーターステップアップ講座・認知症サポーターの活動支援

認知症の理解を深めるための周知イベントの実施

認知症ケアパスの更新・配布

認知症家族介護者教室の開催

障害福祉課

第1 障害者福祉

1 障害者総合支援法施行事務 (15,846千円)

障害者総合支援法の円滑な実施のためのシステムの開発及び障害者介護給付費等審査会、自立支援協議会の運営等を行う。

(1) 東京都北区障害者介護給付費等審査会

障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定等を行う機関

(2) 東京都北区自立支援協議会

障害者への支援体制を整備するとともに、障害者に関する施策の総合的効果的な推進を図ることを目的とする機関

2 障害福祉計画改定事業 (4,817千円)

次期障害者計画等の策定に向けて、障害者の生活実態・福祉施策への意向を把握するための調査・分析を行う。

3 手帳の交付状況

(1) 身体障害者手帳交付状況 (平成31年4月1日現在)

単位：人

	18歳以上	18歳未満	計
視覚障害	919	11	930
聴覚障害又は平衡機能障害	1,053	38	1,091
音声・言語又はそしゃく機能障害	144	1	145
肢体不自由	5,752	125	5,877
内部障害	3,931	33	3,964
計	11,799	208	12,007

(2) 愛の手帳交付状況 (平成31年4月1日現在)

単位：人

	18歳以上	18歳未満	計
1度 (最重度)	58	6	64
2度 (重度)	495	104	599
3度 (中度)	462	105	567
4度 (軽度)	853	266	1,119
計	1,868	481	2,349

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況 (平成31年4月1日現在)

単位：人

1級	2級	3級	計
184	1,507	1,399	3,090

4 自立支援給付事業

(1) 施設訓練等事業

(3, 622, 978千円)

障害の種別・程度に応じたサービスを実施する施設へ入所及び通所するための支援を行う。

平成31年4月1日現在支給決定者数

単位：人

サービス項目	内 容	決定者数
施設入所支援	施設に入所する方に、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。 (夜間や休日)	256
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行う。	43
生活介護	常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。(昼間)	599
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	45
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。	101
就労継続支援	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。	674
就労定着支援	就労移行支援等を経て、一般就労した方に、就労等に関する相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行う。	35
自立生活援助	グループホーム等から一人暮らしを希望する方に、定期的に自宅を訪問し、援助内容や良好に生活を送れているか等の確認を実施し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。	0
合計		1, 753

(2) 居宅介護事業

(1, 371, 043千円)

在宅の障害者等に対し、生活全般の介護や家事等の必要な援助を受けることを支援する。

平成31年4月1日現在支給決定者数

単位：人

サービス項目	内 容	決定者数
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、その他生活全般にわたる援助を行う。	630
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障害のある方および重度の精神障害のある方で常に介護を必要とする方に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。	44
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。	27
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	0
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読含む)、移動の援護等の外出支援を行う。	225
合計		926

- (3) 短期入所事業 (252,397千円)
 保護者や家族の疾病、冠婚葬祭、休養等の理由で短期間施設に入所して適切な介護を受けることを支援する。
 平成31年4月1日現在支給決定者数 635人
- (4) 共同生活援助事業 (783,247千円)
 地域で共同生活する知的障害者等が日常生活の援助や介護を受けることを支援する。
 平成31年4月1日現在支給決定者数 254人
- (5) サービス等利用計画の作成 (93,253千円)
 障害者(児)が様々なサービスを組み合わせて地域で自立した生活ができるよう、一人ひとりに合わせたサービス等利用計画の作成及びサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行うことにより、適切なサービス利用をきめ細かく支援する。
 平成31年3月31日現在 サービス等利用計画作成者数 1,630人
 障害児支援利用計画作成者数 504人
- (6) 高額障害福祉サービス費等の支給 (21,782千円)
 ア 次の各サービスの利用者負担額を合算した額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を支給する。
 ① 同一世帯の他の者が利用する障害福祉サービスに係る費用
 ② 障害福祉サービス利用者本人が利用する介護保険法上のサービスに係る費用
 ③ 同一世帯の児童が利用する児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスに係る費用
 ④ 補装具費
 イ 地域生活支援事業(移動支援事業・日中一時支援事業・訪問入浴サービス事業)に係る利用者負担額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を支給する。
 ウ 高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の違いにより新たに生じる利用者負担を一定の条件を満たす場合に軽減する。
- (7) 精神通院医療費の支給
 精神疾患により、継続的に入院によらない精神医療(通院医療)を受ける場合、医療費の一部を公費負担する(原則1割の自己負担)。区が申請の窓口となり、申請受付事務を行う。
 平成30年度受理件数 9,303件
- (8) 更生医療費の支給 (690,502千円)
 身体障害者の職業能力を増進、あるいは日常生活を容易にすることを目的として、その障害を除去し、又は軽減する医療を受ける場合、医療費の一部を公費負担する(原則1割の自己負担)。
 平成30年度 交付者数 386人 給付件数 3,558件

(9) 身体障害児医療給付費（育成医療費）の支給 (2,015千円)

身体に障害を有する者又はこれを放置すると将来障害を残すと認められる児童で、手術等によって障害の改善が見込まれる場合に必要な医療費の一部を公費負担する（原則1割の自己負担）。

平成30年度 交付者数 24人 給付件数 72件

(10) 補装具事業費 (83,735千円)

身体の一部の欠損や機能の障害を補うための補装具（車いす・補聴器等）の交付と修理等の費用を支給する。

平成30年度 交付件数 408件 修理件数 300件

令和元年度 交付見込件数 485件 修理見込件数 389件

5 地域生活支援事業

(1) 意思疎通支援事業（手話通訳者の派遣） (23,331千円)

聴覚障害者の病院・官公庁等での社会生活に必要な活動に際して、その便宜を図るため区に登録している手話通訳者を派遣するとともに、東京手話通訳等派遣センターにも委託し実施している。

また、北区役所第一庁舎1階及び赤羽障害相談係内に手話通訳連絡所を設置している。

平成31年4月1日現在登録通訳者数 40人

平成30年度派遣件数 2,389件

(2) 移動支援事業 (206,845千円)

屋外での移動が困難な障害者（児）に対して、外出の際の移動を支援する。

平成31年3月31日現在支給決定者数 619人

(3) 日常生活用具経費補助・住宅設備改善費補助・点字図書経費補助 (89,941千円)

在宅の障害者等の日常生活を容易にするため、日常生活用具、住宅設備改善及び点字図書の経費を補助する（介護保険法優先）。

平成30年度補助件数

日常生活用具（ストマ用装具・視覚障害者用ホ[®]-タブ[®]ル[®]コ[®]-ダ[®]-等） 6,613件

住宅設備改善（浴室・便所等） 22件

中等度難聴児発達支援事業 4件

小児慢性特定疾病児童日常生活用具 2件

令和元年度見込件数

日常生活用具（ストマ用装具・視覚障害者用ホ[®]-タブ[®]ル[®]コ[®]-ダ[®]-等） 6,635件

住宅設備改善（浴室・便所等） 29件

中等度難聴児発達支援事業 4件

小児慢性特定疾病児童日常生活用具 4件

(4) 日中一時支援事業 (5, 630千円)

日中、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、その他区が認めた支援を行う。

平成31年4月1日現在支給決定者数 207人

(5) 身体障害者入浴介助事業 (14, 820千円)

入浴が困難な在宅の重度身体障害者（肢体又は体幹機能障害1・2級の者。介護保険法の要介護認定において要介護1～5と認定された者を除く。）に対し、巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供するとともに家族の負担の軽減を図り、福祉の向上を図る（年52回まで実施）。

平成31年4月1日現在支給決定者数 30人

(6) 身体障害者用自動車改造費等補助 (1, 494千円)

ア 身体障害者用自動車改造費の助成

身体障害者（上肢・下肢又は体幹機能障害1・2級）が、就労等に伴い自ら所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成する。

平成30年度助成件数 1件

令和元年度助成見込件数 5件

イ 障害者自動車運転免許取得費の助成

障害者の自動車運転教習に要する経費の一部を助成する。

平成30年度助成件数 3件

令和元年度助成見込件数 5件

6 障害児通所支援事業 (831, 430千円)

平成31年4月1日現在支給決定者数

単位：人

サービス項目	内 容	決定者数
児童発達支援	心身の発達に遅れやつまずき、あるいは疑いのある未就学児童を対象に療育支援を行う。	231
医療型児童発達支援	児童発達支援に合わせ、上肢・下肢または体幹に障害のある児童に必要とされる治療を行う。	8
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や、放課後等の居場所づくりを行う。	398
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	0
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障害児等の自宅を訪問し、基本的な日常動作の指導や、療育支援を行う。	0
合計		637

7 その他の障害福祉サービス（給付事業等）

(1) 重度心身障害者手当（都制度）および心身障害者扶養共済支給事務 (74千円)

ア 重度心身障害者手当

重度の心身障害のため、家庭において常時複雑な介護を必要とする者に対して、手当を支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。（経費の負担、支給事務は都が行う。）

平成31年3月31日現在対象者数 289人（月額60,000円）

イ 心身障害者扶養共済

障害者の保護者が、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害と認められたとき、障害者に終身一定額の年金を支給する。なお、旧扶養年金制度（都単独制度）については、平成19年3月1日をもって廃止となり、新規加入は終了しているが、既年金受給者については年金の支給を継続している。

【旧扶養年金制度】

平成31年3月1日現在	清算金分割受給者数	124人
	年金受給者数	218人

(2) 心身障害者福祉手当（区制度） (1,204,217千円)

区内の心身障害者等に対して、手当を支給する。

平成31年4月1日現在対象者数 6,805人

対 象	手当月額
身体障害者手帳（1・2級）、愛の手帳（1・2・3度） 脳性麻痺、進行性筋萎縮症、難病医療費助成を受けている方	15,500円
身体障害者手帳（3級）、愛の手帳（4度） 精神障害者保健福祉手帳（1級）	10,000円

(3) 特別障害者手当等（国制度） (141,473千円)

ア 特別障害者手当

在宅の、より重度の20歳以上の障害者に対し手当を支給し、その著しく重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の軽減を図る。

平成31年4月1日現在対象者数 389人（月額27,200円）

イ 障害児福祉手当

在宅の、より重度の20歳未満の障害児に対し手当を支給し、その著しく重度の障害ゆえに生ずる特別な負担の軽減を図る。

平成31年4月1日現在対象者数 86人（月額14,790円）

ウ 経過的福祉手当

従来の重度障害者福祉手当（国制度）を受給していた20歳以上の障害者で、特別障害者手当に該当せず、かつ障害基礎年金にも該当しない者に対して手当を支給する。

平成31年4月1日現在対象者数 9人（月額14,790円）

- (4) 心身障害者医療助成等事務費 (415千円)
 身体障害者手帳(1・2級及び内部障害の3級)、又は愛の手帳(1・2度)の所持者に、健康保険の本人負担分から高齢者の医療に準じた一部負担金を除いた医療費を助成する(医療費は都が負担)。
 平成31年4月1日現在対象者数 3,167人
- (5) 心身障害者委託保護 (57,166千円)
 グループホーム利用者に対する家賃助成及び療養介護医療費、肢体不自由児通所医療費の支給を行う。
 平成31年3月31日現在知的障害者家賃助成対象者数 125人
 平成30年度 療養介護医療費 交付者数 42人 給付件数 503件
 平成30年度 肢体不自由児通所医療費 交付者数 15人 給付件数 117件
- (6) 重度脳性麻痺者介護人派遣 (33,079千円)
 北区内に居住する20歳以上の重度の脳性麻痺者で、身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動を行うことが困難な者に対し介護人を派遣することにより、生活圏の拡大と福祉の増進を図る。
 平成31年4月1日現在対象者数 34人
- (7) 心身障害者緊急一時保護 (3,652千円)
 保護者または家族の入院や通院、疾病、虐待等により緊急かつ一時的に介護者による介護が困難な場合に、区内短期入所施設を一時的に利用することができる。
 令和元年度利用日数見込 335日
- (8) 心身障害者寝具乾燥 (403千円)
 ねたきり等の心身障害者(身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1~3度。要介護高齢者等寝具乾燥に該当する者を除く。)で、寝具乾燥が困難な在宅の者に対し、寝具の乾燥等を行う(月1回実施)。
 平成31年4月1日現在対象者数 12人
- (9) 心身障害者訪問理美容 (360千円)
 外出困難な心身障害者(肢体又は体幹機能障害1・2級、又は愛の手帳1・2度。要介護高齢者等訪問理美容に該当する者を除く。)に対し、理容師又は美容師を派遣し調髪を行う(3か月に1回実施)。
 平成31年4月1日現在対象者数 30人
- (10) 心身障害者紙おむつ支給・おむつ代金助成 (34,649千円)
 ア 心身障害者紙おむつ支給
 重度心身障害に起因して常時失禁状態にある心身障害者(身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度。要介護高齢者等紙おむつ支給に該当する者を除く。)に紙おむつを支給する。
 平成31年3月31日現在対象者数 572人

イ 心身障害者おむつ代金助成

重度心身障害に起因して常時失禁状態にある心身障害者（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度。要介護高齢者等おむつ代金助成に該当する者を除く。）で、病院指定のおむつを使用している者に、おむつ代金の一部を助成する。

平成31年3月31日現在対象者数 30人

(11) 心身障害者福祉電話事業 (3,822千円)

ア 福祉電話の貸与

身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度の者がいる世帯で、生活保護又は住民税非課税世帯に対し、区が電話を貸与する。（新規貸与は22年度で終了）

平成31年4月1日現在貸与世帯数 19世帯

イ 電話料金助成

身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度の者がいる世帯で、生活保護又は住民税非課税世帯に対し、電話料金等の一部を助成する。（新規助成は22年度で終了）

平成31年3月31日現在対象世帯数 154世帯

(12) 身体障害者緊急通報システム事業 (1,036千円)

18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者を対象に、緊急通報システム機器を設置（貸与）する。緊急時等にボタンを押すと民間緊急通報システム事業者の受信センターに通報が入り、看護師等の資格を持ったスタッフが24時間体制で対応し、緊急性がある場合はただちに119番通報を行う。あわせて緊急時だけでなく健康の相談などの受け付け、月1回スタッフから「お伺い電話」を行う。また、緊急通報システム利用者のうち希望する方に対して火災安全センサ・安否確認センサを設置する。

平成31年4月1日現在設置台数 20台

(13) 心身障害者自動車燃料費助成 (34,143千円)

自動車税を減免された心身障害者又はその者と家計を一にする者に対し、自動車燃料費の一部を助成する（福祉タクシー対象者を除く。）。

平成30年度交付者数 776人

令和元年度交付見込者数 810人

(14) 心身障害者福祉タクシー・リフト付福祉タクシー事業 (164,841千円)

ア 心身障害者福祉タクシー

在宅の心身障害者（下肢体幹機能障害1～3級、視覚障害1・2級、内部障害1～3級、愛の手帳1・2度）がタクシーを利用する場合に、その乗車料金の一部を助成する。

平成30年度交付者数 4,650人

令和元年度交付見込者数 4,829人

イ リフト付福祉タクシー

ねたきり高齢者又は車椅子を使用しなければ外出することが困難な者の入退院、外出等の際における移送の便宜を図るべく、タクシー運行業務者に運行業務を委託する。

リフト付福祉タクシー 1台（年間借り上げ）

(15) 身体障害者福祉マッサージ券支給 (3,035千円)

重度肢体不自由者（身体障害者手帳1～3級）に対し、福祉マッサージ券を支給する。

平成30年度延利用者数 820人

令和元年度延利用見込者数 850人

(16) 心身障害者旅客運賃割引証等の交付

都営交通の無料パス・各種割引証等を交付する。

平成30年度交付件数 1,963件

8 相談・普及啓発・その他事業

(1) 身体障害者・知的障害者相談事業

平成30年度相談件数

単位：件

	手帳に関する相談	施設利用に関する相談	居宅サービスに関する相談	その他	計
身体障害者	4,577	865	20,264	3,581	29,287
知的障害者	497	1,812	2,798	1,587	6,694
計	5,074	2,677	23,062	5,168	35,981

(2) 障害者相談員事業

(809千円)

区長から委託された民間の協力者である相談員が、身体障害者・知的障害者・精神障害者の各種相談に応じ、助言を行う。

平成31年4月1日現在 身体障害者相談員 9名

知的障害者相談員 4名

精神障害者相談員 4名

(3) 障害者日中活動系サービス推進事業補助

(173,356千円)

障害者の福祉の向上を図るため、障害福祉サービス事業所等の運営に要する費用の一部を補助する。

令和元年度補助見込数 24事業所

(4) 障害者就労支援事業 (36,912千円)

福祉施設利用者等の一般就労への円滑な移行の促進や、障害者就労施設等における工賃向上の支援を行う。

ア 障害者就労施設等の自主製品販売イベント

平成30年度実績

- ・ふれあいマルシェ（販売場所：北区役所第一庁舎正面玄関ロビー） 2回実施
- ・北区平和祈念週間（販売場所：北とびあ展示ホール）

イ 障害者就労支援センター事業運営委託

平成30年度実績数（実人数）

単位：人

項目	ドリームヴィ	わくわくかん	合計
登録者数	757	837	1,594
新規就職者数	26	35	61
離職者数	18	17	35

ウ 障害者就労支援フェアの実施

平成30年度 1回実施（平成30年11月）

エ 区内就労支援施設を対象とした連絡研修会の実施

平成30年度 1回実施

(5) 障害者権利擁護等事業 (6,503千円)

ア 障害者虐待防止推進事業

障害福祉課内の障害者虐待防止センターにおいて、障害者及び養護者等からの相談・通報等に対して障害者の権利利益を擁護するための支援を行う。また、講演会等の障害者虐待防止に関する啓発活動を実施する。

平成30年度実績

単位：件

区分	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	使用者による虐待	総数
	相談件数	10	6	

イ 障害者差別解消推進事業

障害者差別解消法に基づき、パンフレット等の作成、講演会等、障害者差別解消に向けた普及啓発活動を実施する。

平成30年度実績 普及啓発映画上映会 1回実施 参加者数 168名

ウ 成年後見制度審判請求事務

判断能力が不十分な知的障害者・精神障害者の権利を守り、法的に保護することを目的とした成年後見制度を活用するための支援を行う。

平成30年度実績 区長申立て 審判請求費用助成 0件 報酬等助成 1件
本人申立て 審判請求費用助成 0件 報酬等助成 1件

(6) 障害者地域自立生活支援事業 (14,000千円)

区内居住の障害者に対し、情報提供などの支援により在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図る。

主な事業内容

自立生活のための各種相談、各種情報の提供、社会参加の支援、専門機関等の紹介

平成30年度実績

単位：件

電話相談	2,563	面接	1,212	その他相談	97
------	-------	----	-------	-------	----

(7) 地域障害者相談支援センター運営事業 (15,200千円)

担当地域を中心とした相談支援業務及び障害者福祉事業窓口業務（各種事業の申請受付）を、事業者
に委託することにより行う。

東京都北区滝野川地域障害者相談支援センター

所在地：北区西ヶ原4-51-1 飛鳥晴山苑内

担当地域：西ヶ原、上中里、中里、昭和町、田端新町、東田端、田端

(8) 在宅難病患者等支援 (2,474千円)

在宅難病患者を対象として、訪問看護を実施するとともに、災害時における在宅人工呼吸器使用者への
支援として個別支援計画の作成を推進する。

ア 機器貸与（吸入器・吸引器）に伴う訪問看護

平成30年度利用者数 3人（延155回）

イ 人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成

平成30年度作成件数 新規 3件 更新 18件

(9) 難病医療費等の助成（国制度、都制度）

難病法等に基づき、指定難病等に認定された場合、医療費の一部を公費負担する。区が申請の窓口と
なり、申請受付事務を行う。

平成30年度受理件数

難病医療 2,892件

④医療券 1,280件

小児慢性特定疾病医療 179件

(10) 重症心身障害児者等医療的ケア支援事業 (13,058千円)

障害児支援の提供体制の充実等を図るため、重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業及び障害児
支援体制整備促進事業等を行う。

ア 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業

在宅生活を送る医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）及び医療的ケア児に対し、訪問看護師を自宅に派遣し、一定時間家族の代わりに見守りを行う。

イ 障害児支援体制整備促進事業

障害児を支援する事業者に対して、事業所の開設前に要する人件費や初度調弁等の経費の一部を補助する。

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

医療的ケア児（者）が適切な支援を受けられるように、保健、医療、福祉等の関係機関の連携の促進を図るための協議の場の設置、開催を行う。

第2 公害健康被害補償

- 東京都条例に基づくもの (1,463千円)

「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」に基づき、大気汚染障害者認定審査会の意見を聞き、気管支ぜん息及びその続発症に罹患した者の当該疾病が、大気汚染の影響を受けたと推定される旨の認定を行う。(平成20年8月1日より、助成対象者が全年齢に拡大)

(平成27年3月31日、18歳以上の新規申請受付終了)

平成27年4月1日より18歳未満の者で、気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫及びその続発症が医療費助成対象疾病。

《附属機関》

- ・大気汚染障害者認定審査会
大気汚染障害者の認定について、区長の諮問に応じて意見を述べる機関

大気汚染関連疾病認定状況 (平成31年3月現在) 単位：人

疾病名 対象者	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気腫	計
乳幼児	0	0	0	0	0
小学生	0	0	0	0	0
中学生	0	1	0	0	1
その他	0	1,675	0	0	1,675
計	0	1,676	0	0	1,676

- 法律に基づくもの

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、昭和63年2月29日までに申請し、認定を受けた公害健康被害者に対して、医療費等の補償及び福祉事業を行うことにより、健康回復・保持・増進を行う。なお、昭和63年3月1日以降は、大気汚染の影響による健康被害者の保護・救済を図るため、公害健康被害予防事業の実施を進めている。

《附属機関》

- ・公害健康被害認定審査会
指定疾病の認定及び補償給付に関する事項について、区長の諮問に応じて意見を述べる機関
- ・公害診療報酬等審査会
診療報酬の支払い及び療養費の支給について、その診療内容等に関して、区長の諮問に応じて意見を述べる機関

- 1 公害健康被害認定事業 (8,572千円)

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、指定疾病(慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症)に罹患している既認定患者について、認定審査会の意見を聴いて認定及び障害等級の決定を行っている。

(1) 認定者数の推移（指定疾病別、年齢階層別、障害等級別）

単位：人

年度	患者数	指定疾病別				年齢階層別		障害等級別				
		慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気腫	0～14歳	15歳以上	特級	1級	2級	3級	その他
26	839	19	816	0	4	0	839	0	3	42	354	440
27	815	17	795	0	3	0	815	0	3	39	342	431
28	797	16	778	0	3	0	797	0	3	38	324	432
29	762	14	745	0	3	0	762	0	3	36	315	408
30	735	14	718	0	3	0	735	0	3	33	303	396

(2) 認定等の状況（平成31年3月末現在）

単位：人

区分		29年度末累計	30年度計	30年度末累計	区分		29年度末累計	30年度計	30年度末累計
申請	申請	4,377	-	4,377	△減少	転出	552	8	560
	△取下	99	-	99		死亡	845	13	858
申請実数		4,278	-	4,278		辞退	51	0	51
認定	認定	4,261	-	4,261		未更新等	2,593	11	2,604
	転入	542	5	547	減少計B	4,041	32	4,073	
増加計A		4,803	5	4,808	増加実数(A-B)C	762	△27	735	

2 公害健康被害補償事業

(686,242千円)

(1) 補償給付の状況

(平成30年度)

区分	件数	金額(円)	区分	件数	金額(円)
医療費	11,318	218,281,539	療養手当	1,909	44,814,000
障害補償費	4,227	326,501,020	葬祭料	2	672,000
遺族補償費	346	38,711,300			
遺族補償一時金	2	8,726,400	計	17,804	637,706,259

3 公害健康被害機能訓練事業

(292千円)

(1) 呼吸器健康教室

ぜん息性疾患を持つ患者を対象に、医師、理学療法士、音楽家などの指導により、ぜん息を上手にコントロールできるよう知識や呼吸法を習得することを目的とする。

回数	日程	会場	参加者数(人)		
			認定患者	一般区民	計
第1回	5月10日	赤羽文化センター	8	41	49
第2回	6月22日	北とびあ	12	108	120
第3回	7月19日	赤羽体育館	5	32	37
第4回	9月21日	北とびあ	9	64	73
第5回	10月11日	赤羽体育館	10	25	35
第6回	11月29日	北とびあ	9	47	56
計			53	317	370

4 公害家庭療養指導等事業

(1,161千円)

(1) 家庭訪問・相談事業

(平成30年度実績) 単位：人

対象種別 指導方法別		公 害		
		計	認定患者	認定以外
家庭訪問	(1) 延人数	20	20	0
所内相談	(2) 延人数	158	158	0
電話相談	(3) 延人数	37	37	0
その他の相談	(4) 延人数	118	20	98
相談延数	(5)=(2)+(3)+(4)	313	215	98
関係機関連絡	(6) 延人数	12	12	0

平成30年度は、主に単身世帯、高齢者、在宅酸素療法をしている患者を中心に家庭訪問をして保健指導を行った。

(2) インフルエンザ予防接種費助成事業

認定患者に対し、インフルエンザ予防接種費用を助成する。

(平成30年度実績) 単位：人

助成対象者数	申請者数	決定者数
607	198	198

5 公害健康被害相談事業

(541千円)

(1) 個別健康相談

ア 成人呼吸器相談

ぜん息、その他アレルギーを原因とした症状がある者、及び不安のある者を対象に、専門医の助言により正しい医療を理解し、より適切な療養生活を実行できるようになることを目的とする。

平成30年度実績 実施回数 4回 相談者数 23人

イ こどもアレルギー相談

ぜん息、アトピー性皮膚炎等アレルギー症状がある思春期までの子どもを持つ保護者を対象に専門医の助言により正しい医療知識・対処法を理解することにより疾病に対する不安を解消することを目的とする。

平成30年度実績 実施回数 3回 相談者数 15人

(2) 薬のセミナー

ぜん息やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）等の呼吸器疾患をお持ちの方、これらの病気に関心のある方を対象に、薬剤師の助言によりぜんそくの薬物療法について理解し、より適切な吸入薬の使い方を実践できるようになることを目的とする。

平成30年度実績 実施回数 1回 相談者数 22人

介護保険課

1 介護保険運営協議会 (2,443千円)

介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険運営協議会は、介護保険事業計画に係る事業の進行状況を管理し、被保険者等の意見を反映させる。

2 賦課徴収 (24,101千円)

(1) 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

第7期介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)における保険料は、本人と世帯の所得状況に応じてきめ細かく設定するため所得段階を14段階(14区分)から16段階(16区分)に変更した。

なお、今期(平成30年度～令和2年度)において、介護給付費の増加による保険料の上昇が見込まれることから、介護保険給付費準備基金の10億円を活用し、保険料の軽減を図った。

徴収方法は、特別徴収(老齢・退職・遺族・障害年金額が年額18万円以上は年金から差し引き)と、普通徴収(老齢・退職・遺族・障害年金額が年額18万円未満は納付書又は口座振替にて納付)による。

【平成30年度～令和2年度(平成32年度)年額保険料】(基準年額73,380円(基準月額6,115円))

所得段階	該当する方		年額(円)	保険料基準額 に対する比率
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給している方 ・本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80万円以下の方	[軽減前] 36,700 [軽減後] 33,021	(軽減前) 基準額×0.50 【軽減後】 基準額×0.45
第2段階		・本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 120万円以下の方	48,400	基準額×0.66
第3段階		・第1段階及び第2段階以外の方	52,800	基準額×0.72
第4段階	本人が 住民税非課税	・本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80万円以下の方	63,100	基準額×0.86
第5段階	世帯員が 住民税課税	・第4段階以外の方	73,400	基準額×1.00
第6段階	本人が 住民税課税	・前年の合計所得金額が125万円以下の方	88,100	基準額×1.20
第7段階		・前年の合計所得金額が125万円を超えて200万円未満 の方	99,100	基準額×1.35
第8段階		・前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	117,400	基準額×1.60
第9段階		・前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	124,700	基準額×1.70
第10段階		・前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	146,800	基準額×2.00
第11段階		・前年の合計所得金額が800万円以上1,100万円未満の 方	161,400	基準額×2.20

第12段階	本人が 住民税課税	・前年の合計所得金額が1,100万円以上1,500万円未満の方	183,500	基準額×2.50
第13段階		・前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	205,500	基準額×2.80
第14段階		・前年の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の方	227,500	基準額×3.10
第15段階		・前年の合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満の方	242,200	基準額×3.30
第16段階		・前年の合計所得金額が3,000万円以上の方	256,800	基準額×3.50

※1 保険料（年額）は、第1段階を除き端数処理している。

※2 第1段階保険料は、公費の投入による軽減を実施している。

※3 第1～5段階保険料：合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の額を用いる。

また、分離譲渡所得がある方の合計所得金額（全段階保険料）は、特別控除額差し引き後の額を用いる。

(2) 40歳～65歳未満の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の保険料と一緒に徴収される。

国民健康保険加入者の保険料は、所得金額などに応じて、世帯ごとに徴収される。

勤務先の健康保険加入者の保険料は、給料の額に応じて徴収される。

3 認定審査会

(199,115千円)

(1) 要介護認定・要支援認定の進捗状況

(ア) 申請受付件数

平成30年度実績

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	1,628	1,615	1,778	1,734	1,711	1,586	1,791	1,530	1,641	1,619	1,417	1,480
累計	1,628	3,243	5,021	6,755	8,466	10,052	11,843	13,373	15,014	16,633	18,050	19,530

(イ) 審査件数

平成30年度実績

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	1,816	1,660	1,626	1,671	1,721	1,546	1,634	1,713	1,547	1,613	1,472	1,616
累計	1,816	3,476	5,102	6,773	8,494	10,040	11,674	13,387	14,934	16,547	18,019	19,635

(ウ) 二次判定結果

平成30年度実績

要介護度	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
件数	479	4,039	2,691	3,519	2,599	2,071	2,542	1,682	19,622
割合(%)	2.44	20.58	13.71	17.93	13.25	10.56	12.96	8.57	100.00

(I) 審査会による一次判定結果の変更

平成30年度実績

変更度	より軽く変更①	より重く変更②	変更あり①+②(③)	変更なし④	計③+④
件数	626	2,187	2,813	16,809	19,622
割合(%)	3.19	11.15	14.34	85.66	100.00

(II) 要介護(要支援)認定者数

平成31年3月末日現在

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
認定者数	4,236	2,647	3,200	2,492	2,096	2,367	1,575	18,613
割合(%)	22.76	14.22	17.19	13.39	11.26	12.72	8.46	100.00

4 認定調査

(145,507千円)

要介護認定・要支援認定の調査件数

平成30年度実績

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	1,620	1,692	1,710	1,774	1,710	1,466	1,841	1,576	1,619	1,527	1,494	1,504
累計	1,620	3,312	5,022	6,796	8,506	9,972	11,813	13,389	15,008	16,535	18,029	19,533

5 趣旨普及

(3,029千円)

被保険者、サービス事業者、高齢者あんしんセンター等に情報を提供することにより、介護保険制度の周知を図る。また、平成20年度に制定された介護の日(11月11日)の前後に啓発イベントを実施する。

6 居宅介護サービス給付

(14,368,522千円)

主な在宅サービス

サービス項目	内容
訪問介護	ホームヘルパーによる身体介護や生活援助
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車による入浴介護
訪問看護	看護師による看護
通所介護	定員19人以上の介護施設に通い、食事・入浴などの介護や機能訓練を行う
訪問・通所リハビリテーション	理学療法士等が施設や家庭で機能訓練等を行う
短期入所生活介護	施設に短期入所し、食事・入浴などの介護や機能訓練を行う
短期入所療養介護	施設に短期入所し、看護や介護、機能訓練等を行う
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練を行う
福祉用具貸与	車いす・介護用ベッドなどの貸与

7 地域密着型介護サービス給付

(2, 522, 058千円)

主なサービス

サービス項目	内 容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期巡回や緊急時など必要に応じた随時訪問、ホームヘルパーによる入浴、排せつなどの介護や看護職員による看護
夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や、利用者の求めに応じた随時訪問、ホームヘルパーによる排泄や体位変換などの介護
地域密着型通所介護	定員19人未満の通所介護
認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の泊まりのサービス
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所を中心に、利用者の選択に応じた訪問や泊まりのサービス

8 施設介護サービス給付

(8, 233, 594千円)

施設サービス

サービス項目	内 容
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方の施設
介護老人保健施設(老人保健施設)	病状が安定している方が家庭に戻れるよう介護や看護、リハビリを行う施設
介護療養型医療施設(療養病床)	病状が安定しているが医療の必要性が高いなど長期にわたる療養入院施設
介護医療院	長期にわたり療養が必要な方が対象の施設

9 介護予防サービス給付

(695, 173千円)

要支援1・2の方が受けられるサービス。サービス項目は、居宅介護サービスに準ずる。

なお、介護予防訪問介護および介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行した。

10 地域密着型介護予防サービス給付

(8, 518千円)

主なサービス

サービス項目	内 容
介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護
介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービス
介護予防認知症対応型共同生活介護 (要支援2のみ)	認知症の方がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅

1.1 介護予防・生活支援サービス事業 (10,970千円)

要支援者及び事業対象者の方に対し、訪問型サービス、通所型サービスを実施するとともに、「元気アップマシントレーニング教室（短期集中予防サービス）」を実施する。

1.2 介護予防訪問型サービス (561,000千円)

日常生活の自立を目指し、ホームヘルパーなどが、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を行う。

サービス項目	内 容
予防訪問サービス（従前相当）	ホームヘルパーなどによる身体介護や生活援助
いきいき生活援助サービス	生活援助員による生活援助

1.3 介護予防通所型サービス (671,040千円)

自立した日常生活を支援し、重度化の予防や地域の通いの場などへ通えるように、生活機能の維持・向上を図る。（いずれも従前相当）

サービス項目	内 容
予防通所サービス	施設に通い、入浴・食事・機能訓練等を行う
生活機能向上通所サービス	施設に通い、機能訓練に重点を置いたサービスを行う

1.4 介護予防ケアマネジメント事業 (137,700千円)

訪問型サービス・通所型サービスのみ利用する者及び元気アップマシントレーニング教室を利用する者に対し、介護予防ケアマネジメントを実施する。

1.5 生活援助員研修 (2,775千円)

地域の支え合いづくりや高齢者の社会参加・介護予防を進めるため、身体介護を伴わない掃除・洗濯などの生活援助サービスを提供する「生活援助員」を養成する。区独自の研修を行い、研修修了者には訪問介護事業所等への就職相談会を実施する。

1.6 介護給付適正化事業 (9,173千円)

介護保険利用者へのサービスが適正に提供されるようケアプランの点検や事業者に対する指導・監査を行う。また、事業者の安定的な運営や介護職員のスキルアップを支援するため、各種講習会や情報交換会を実施する。

17 民間福祉施設第三者評価補助 (6,400千円)

民間の認知症高齢者グループホームが福祉サービス第三者評価を受けた場合に、受審に要する費用の一部を補助する。

18 介護サービス利用者負担減額措置（生計困難者に対する減額措置） (4,459千円)

収入及び貯蓄が基準額を下回る世帯について、本来10%の利用者負担額のうち、介護費、食費・居住費（滞在費）の25%（老人福祉年金受給者は50%）軽減を行う。生活保護受給者に対しては個室居住費（滞在費）の100%軽減を行う。

この制度は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者の自己負担を軽減するもので、国制度と都制度がある。

(1) 国制度

制度の趣旨に賛同して都及び区に申し出を行った事業者が提供する一定のサービスに対し、利用者負担額の軽減を行う。

軽減費用のうち、事業所が1/2、国が1/4、都が1/8、区が1/8を負担する。

(2) 都制度

国制度の対象サービスを拡大した制度。手続き方法や軽減割合は国制度に準ずる。

軽減費用のうち、事業所が1/2、都が1/4、区が1/4を負担する。

19 介護人材育成事業 (9,409千円)

(1) 介護事業者の人材確保支援

① 外国人介護実習生の受入れ支援事業

外国人介護実習生を受け入れた区立の高齢者福祉施設運営事業者に対し、日本語検定の研修経費又は介護技能の研修費を補助する。

② 介護事業者の管理者支援事業

介護事業所の施設管理者に対し、処遇改善加算や各種補助制度を活用した効率的な事業所運営に関する研修を実施するとともに、専門家（社会保険労務士等）の個別訪問も行って、個別事情に応じたサポートを行う。

(2) 介護従事者への支援

① 介護職員奨学金返済・育成支援事業

区立の高齢者福祉施設運営事業者が、常勤の介護職員として雇用した介護従事者に対し、在学中に貸与を受けた奨学金の返済相当額を手当として支給する場合の補助を行う。

(3) 介護サービスの担い手養成

① 生活援助員ステップアップ研修

介護保険会計で実施している「生活援助員研修」の受講者のうち、介護事業所におけるスタッフ等としての従事を希望する人を対象とした研修を実施する。

生活衛生課

1 獣医衛生

(5,985千円)

(1) 畜犬登録、及び狂犬病予防注射

狂犬病予防法による、犬の登録と、狂犬病予防のための予防注射に関する事務を行い、鑑札と注射済票を交付している。また、家庭で飼養される犬やネコ、飼い主のいないネコ等の適正飼養に関する相談や苦情を受け、指導・助言を行っている。

(平成30年度)

項目		件数	
狂犬病 予防法	年度末現在登録数	8342	
	新規登録数	727	
	狂犬病予防注射済票交付数	5575	
	咬傷事故数	4	
動物に 関する 相談 苦情 主訴 件数	犬	糞尿・悪臭	41
		放し飼い	3
		鳴き声	41
		飼養など	106
		小計	191
	ネ コ	糞尿・悪臭	90
		外ネコへの給餌	60
		子ネコに関するもの	35
		不妊去勢手術	24
		鳴き声	4
		飼養など	168
	小計	381	
	その他の動物	15	
	相談・苦情件数合計	587	

(2) 犬の飼い主講座の開催

犬を飼っている区民、飼おうと考えている区民を対象に元環境省動物適正飼養講習会講師により「犬の飼い主講座」を開催し、13名の参加があった。

(3) まちねこ対策

人と動物の共生を図るため、適正飼養の啓発等に取り組んでいる。

① 飼い主のいないネコの繁殖抑制のため、不妊去勢手術費助成事業を行っている。

メス10,000円、オス5,000円を上限に、手術費の3分の2を助成している。

平成30年度はメスネコ220頭、オスネコ193頭、合計413頭の手術費助成を行った。

② 不妊去勢手術用として、捕獲器の貸し出しを行っている。

③ 平成30年12月に、ネコシンポジウムを開催し、25名の参加があった。

2 健康危機管理

(15,319千円)

(1) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ対策として、マスク・消毒液等の感染防御用資器材を更新し、適切な管理を行っている。

(2) 災害医療体制の整備

- ① 医療救護所用医薬品の更新及びエアテント等の医療用資器材の配備を行い、引き続き災害医療体制の充実を図っていく。
- ② 超急性期（発災から72時間まで）に、主に傷病者のトリアージ、中軽傷者に対する応急処置を行う緊急医療救護所を設置する予定である災害拠点病院及び災害拠点連携病院と合同で、緊急医療救護所開設・運営訓練を実施した。災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、今後も継続して訓練を実施していく。

ア 緊急医療救護所開設・運営訓練

- ・平成30年9月 8日（土） 花と森の東京病院
- ・平成31年2月16日（土） 東京北医療センター

イ トリアージ講習会

- ・2回実施 延べ106名参加

3 環境衛生

(13,008千円)

理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール、水道施設等の環境衛生関連施設について、関係法令に基づき、許認可及び届出受理を行うとともに巡回衛生指導等を実施して施設の衛生を確保している。また、飲用水等に関する住居衛生相談及びねすみ・衛生害虫の防除・指導を行い、公衆衛生の向上及び増進を図っている。

(1) 環境衛生指導

① 許認可、衛生指導

環境衛生関係法令に基づき、届出の受理及び施設の確認・営業許可を行っている。また、環境衛生監視員が対象施設を巡回し、施設の改善指導や定められた衛生上必要な措置について、衛生指導を行っている。

環境衛生施設数（平成30年度末）	5,592か所
許認可・届出施設数（平成30年度）	95か所
廃止施設数（平成30年度）	116か所
衛生指導件数（平成30年度）	423件

② 生活環境相談指導

区民が快適な居住環境を確保できるよう、飲用水、ダニ・カビ・結露の発生、揮発性化学物質などの「住まいの衛生」に関する相談を受け、適切な「住まい方」等を助言・指導している。

相談指導件数（平成30年度）	86件
----------------	-----

③ 営業施設の空気検査

営業者、利用者にとって快適な環境を保ち、健康被害を防ぐために、理容所、美容所、クリーニング所の空気検査を行っている。

理容所空気検査実施数（平成30年度）	15施設
美容所空気検査実施数（平成30年度）	19施設
クリーニング所空気検査実施数（平成30年度）	0施設
興行場空気検査実施数（平成30年度）	0施設
特定建築物空気検査実施数（平成30年度）	5施設

(2) ねずみ・害虫等対策

① ねずみ・衛生害虫相談指導

感染症を防ぐため、ねずみ・衛生害虫の防除方法等について区民から相談を受け、指導している。

相談指導件数（平成30年度）	714件
----------------	------

④ 殺そ剤配布

家屋内等のねずみを駆除するため、区民に殺そ剤及び粘着板を配布している。

殺そ剤（リン化亜鉛2g×2/1袋）（平成30年度）	500袋
粘着板配布数（平成30年度）	297枚

⑤ ハチ対策

ハチの防除等について、駆除方法等を指導している。また、スズメバチ等人の生命に危険なハチの駆除については、民間業者に巣の除去作業を委託し、被害を未然に防止するよう努めている。

相談指導件数（平成30年度）	312件
スズメバチ等の巣駆除委託件数（平成30年度）	42件

⑥ 蚊対策

デング熱等蚊媒介感染症の患者発生を未然に防止するため、蚊の発生時期である4～8月に、区道、区立公園および区立児童遊園の雨水枡に対し、昆虫成長制御剤を委託業者が散布し、成虫の発生抑制に努めている。

昆虫成長制御剤散布薬剤数（平成30年度）	57,285個
----------------------	---------

4 食品衛生

(10,688千円)

食品関連施設について、関係法令に基づく営業許可及び従事者の資格・調理師免許等に関する事務を行っている。また、食中毒及び不良食品の製造や流通を防止するため、食品衛生監視員による施設の衛生指導と食品等の検査を実施している。

(1) 食品衛生法・食品製造業等取締条例に基づく営業施設と衛生指導

① 営業施設数

飲食店、菓子製造業、スーパーマーケットなどの食品営業施設は、食品衛生法、条例に基づく営業許可が必要で、新規・更新許可の際、施設の立ち入り検査を実施している。

営業施設件数(平成30年度末)	6,811件
新規許可件数(平成30年度)	643件
更新手続件数(平成30年度)	556件
廃業施設件数(平成30年度)	650件

② 衛生指導

食品衛生監視員が対象施設を巡回し、施設の改善や食品の取り扱いについて衛生指導を行っている。衛生指導件数(平成30年度)

7,926件

(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく営業施設と衛生指導

食鳥を処理する営業を営む場合は法による許可が必要で、定期的な立ち入り及び食鳥肉の取り扱いなどについて指導を行っている。

営業所数(平成30年度末)	7か所
衛生指導件数(平成30年度)	8件

(3) 東京都ふぐの取り扱い規制条例に基づく営業所と衛生指導

ふぐ取り扱い施設等について、事故を防止するためふぐ調理師免許証及びふぐ取り扱い認証書の確認や、取り扱いについて衛生指導を行っている。

営業所数(平成30年度末)	38か所
新規営業所数(平成30年度)	1か所
廃業所数(平成30年度)	0か所
衛生指導件数(平成30年度)	72件

(4) 東京都北区食品衛生法施行細則第6条等に基づく届出と衛生指導

法や条例の営業許可を必要としない届出食品業種について、衛生指導を行っている。

届出施設件数(平成30年度)	4,562件
衛生指導件数(平成30年度)	2,951件

5 医薬衛生業務 (5,445千円)

診療所、施術所、薬局等の医療関連施設について、関係法令に基づき許可及び届出を受理し、医師等の医療従事者に関する免許事務を行っている。また医療安全の確保や衛生的管理を適正に行うよう、医療監視員、薬事監視員等による衛生指導や医薬品等の検査を行い、健康被害の未然防止を図っている。

(1) 医療施設数と衛生指導件数

- | | |
|--|--------------------------|
| ① 病院、診療所、歯科診療所、助産所、施術所（あんま、はり、きゅう、柔道整復）、出張施術業、
歯科技工所、衛生検査所の施設数（平成30年度末） | 1,199件 |
| ② 新規開設・変更・廃止の届出数（平成30年度） | 569件(※) |
| | (※)内訳：新規77 廃止64 変更その他428 |
| ③ 救急医療機関の指定申請・変更届出数（平成30年度） | 6件 |
| ④ 衛生指導件数（平成30年度） | 86件 |

(2) 医療従事者の免許申請受理数

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士等の免許申請・書換え・再交付等理件数 797件

(3) 薬局等の施設数と衛生指導件数

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ① 薬局、薬局製剤製造販売業、薬局製剤製造業、店舗販売業、麻薬小売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業の施設数（平成30年度末） | 1,297件 |
| ② 新規開設・更新・変更・廃止の届出数（平成30年度） | 1,702件(※) |
| | (※)内訳：新規108 更新41 廃止116 変更その他1,437 |
| ③ 衛生指導件数（平成30年度） | 902件 |

(4) 医薬品等の収去状況及び試験検査結果

都区連携して行う年3回の一斉監視指導にて、収去品目について表示等の検査をした後、東京都健康安全研究センターで品質確認のための試験検査を実施している。

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の品目数（平成30年度） 5品目：適4、その他1
(JIS規格一部不適合)

(5) 毒物劇物販売業及び業務上取扱者の施設数と衛生指導件数

- | | |
|--|------------------------------|
| ① 毒物劇物（一般・農業用品目・特定品目）販売業、要届出業務上取扱者（電気めっき業、金属熱処理業、運送業）、非届出業務上取扱者の施設数（平成30年度末） | 253件 |
| ② 新規開設・更新・変更・廃止の届出数（平成30年度） | 67件(※) |
| | (※)内訳：新規10 更新21 廃止11 変更その他25 |
| ③ 衛生指導件数（平成30年度） | 63件 |

(6) 家庭用品試買状況及び試験検査結果

家庭用品を取り扱う販売業者から規制対象品を購入し、表示等の検査をした後、保健予防課または東京都健康安全研究センターで基準適否確認のための試験検査を実施している。

繊維製品、家庭用化学製品の品目数（平成30年度） 26品目・35検査項目：全て適

受動喫煙防止対策担当課長

1 受動喫煙防止対策事業

(941千円)

望まない受動喫煙を防止するために改正された健康増進法と、健康影響を受けやすい子どもや、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を守る観点から上乗せされた東京都受動喫煙防止条例が段階的に施行される。区有施設においては一部施行される7月1日までに必要な措置を講じ、2020年4月の全面施行に向けて、区民、飲食店、事業者等に向けて広く受動喫煙防止に関する周知、啓発を行っていく。

保健予防課

第1 感染症予防

(11,876千円)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、平時からの感染症発生状況の把握と、発生時の疫学調査、患者等への検査や保健指導、区民への普及啓発などを行い、地域における感染症の予防とまん延防止を図る。

また、特定感染症予防指針に基づき、HIV抗体検査、ウイルス肝炎検査、梅毒検査を実施している。

1 感染症発生数

(平成30年度:区内医療機関から発生届を受理したものに限り)

一類感染症		0人
二類感染症(結核を除く)		0人
二類感染症(結核)		131人
三類感染症	細菌性赤痢 1人 腸管出血性大腸菌感染症 10人	11人
四類感染症	E型肝炎 4人 A型肝炎 11人 レジオネラ症 5人	20人
五類感染症 (全数把握対象疾患)	アメーバ赤痢 5人 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 4人 急性脳炎 1人 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 3人 後天性免疫不全症候群 8人 侵襲性インフルエンザ菌感染症 1人 侵襲性肺炎球菌感染症 6人 水痘(入院例に限る) 1人 梅毒 15人 百日咳 15人 風しん 34人(取下げ6人) 麻しん 0人(取下げ10人)	93人

◎これらの感染症の他に、集団感染事例に対する調査、保健指導などを実施した。

2 感染症発生時行政措置（結核を除く）

（平成30年度他保健所で発生届を受理したものを含む）

入院勧告	0件
入院延長勧告	0件
診査協議会開催	0件
健康診断の勧告	12件
就業制限	10件

3 感染症発生時検便検査

（平成30年度他保健所からの関係者検便を含む）

細菌性赤痢	9人	11件
腸管出血性大腸菌感染症	16人	22件
コレラ	0人	0件
腸チフス・パラチフス	0人	0件

4 積極的疫学調査

感染症法第15条により、感染症の発生の防止又は発生の状況・動向を明らかにするための疫学調査を実施している。

実施状況（平成30年度）

実施件数	内 訳
129件	細菌性赤痢4件、腸管出血性大腸菌感染症15件、E型肝炎5件、A型肝炎11件、デング熱1件、レジオネラ症5件、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症2件、劇症型溶血性レンサ球菌感染症3件、後天性免疫不全症候群6件、侵襲性インフルエンザ菌感染症1件、侵襲性肺炎球菌感染症1件、風しん55件、麻疹20件

5 感染症発生動向調査

北区保健所では、東京都北区感染症発生動向事業実施要綱を定め、感染症法に基づく感染症の情報の収集、整理、分析及び情報の公開等を行っている。

「北区感染症週報」は、区内における感染症の流行情報、分析結果等を迅速に公開することで、区民の健康安全維持を目的としている。なお、平成18年度から週報を区ホームページに掲載し、周知している。

（平成30年度）

	配付先	発行数
週報	14か所	49号

◎配付先は北区医師会及び定点医療機関であり、そこから更に関係者へ配付されている。

6 HIV抗体検査及び肝炎ウイルス検査、感染症の相談・検査

相談件数（平成30年度）

	HIV・エイズ	肝炎ウイルス	その他感染症
電話相談	181	144	468
来所相談	531	52	58

保健所での検査件数（平成30年度）

血液検査	HIV・エイズ (HIV抗体検査)	梅毒検査	B型肝炎 (HBs抗原検査)	C型肝炎 (HCV抗体検査)
	497	107	52	52

区内医療機関委託による検査件数（平成30年度）

B型肝炎(HBs抗原検査)	C型肝炎(HCV抗体検査)
242	241

7 地域における感染症予防啓発

例年都立高校と連携し性感染症のための自主学習グループの会合を実施していたが、学校のカリキュラム変更のため平成27年度以降は実施していない。

また、平成30年度から「北区ふるさと区民まつり」にブースを出展し、HIV予防啓発グッズの配布や感染症予防対策リーフレットの配布を行い、感染症予防啓発を行っている。

8 感染症予防健康教育

(1) 講演会（平成30年度）

単位：人

実施日	テーマ	対象者	参加人数
5月30日	感染症について ～感染症の基礎知識～	北区福祉事務所職員	24
6月20日	感染症講演会【講師講演】	保育園・幼稚園・学校・介護施設	80
11月6日	冬に流行する感染症講演会	保育園・幼稚園・学校・介護施設	45

(2) 北区ニュースでの啓発（平成30年度）

号 数	テーマ
6月 1日号	肝炎ウイルス検査（医療機関委託）
6月 1日号	HIV検査相談月間 （STOP! AIDS HIV検査（匿名・無料）を受けましょう!）
9月 20日号	結核予防週間「結核ってどんな病気?」「結核は治ります」「結核は過去の病気ではありません」
11月 10日号	東京都エイズ予防月間 「UP DATA! エイズ治療のこと HIV検査のこと」

(3) 手洗いトレーニングマシンの貸出し（平成30年度実績）

ノロウイルス等感染症予防のために正しい手洗い方法の指導と共に手洗いトレーニングマシンの貸出しを実施している。

	施設数	延人数
貸し出し実績	59施設	2, 147人

第2 結核予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核患者発生時の調査や保健指導と、確実な服薬、再発防止に向けた支援を行っている。また結核医療の公費負担に関する診査協議会を開催し、適正な医療に努めている。

結核患者との接触者や結核ハイリスク者に対しては健康診断を実施するとともに、早期発見のための普及啓発も行っている。

1 新規登録患者数 (平成30年1月1日～平成30年12月31日の登録者数)

基準日 平成31年3月31日現在

合計	活動性結核							潜在性結核 感染症 治療中 (別掲)
	小計	肺結核活動性					肺外結核 活動性	
		喀痰塗抹陽性		その他の 菌陽性	菌陰性 その他			
		初回 治療	再治療					
74	61	28	28	0	18	15	13	28

2 登録患者総数 (活動性分類・受療状況) (平成30年12月末時点登録者)

基準日 平成31年3月31日現在

	総数	活動性結核								不活動性 結核	活動性 不明	(別掲) 潜在性 結核 感染症 (治療中)	(別掲) 潜在性 結核 感染症 (観察中)
		総数	肺結核活動性					肺外 結核 活動性					
			総数	登録時喀痰塗抹陽性		登録時 その他 結核 菌陽性	登録時 菌陰性 その他						
				初回 治療	再治療								
総数	197	45	37	17	17	0	12	8	8	77	75	10	51
入院中	7	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0
外来治療 (他疾患 入院中)	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
外来治療 (通院中)	46	36	28	10	10	0	12	6	8	0	10	9	0
治療なし	140	1	1	0	0	0	0	1	0	77	62	1	51
不明	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0

3 医療費公費負担

(39,405千円)

感染症法に基づき、結核の適正な医療を受けられるよう、厚生労働省令で定める医療費の給付を実施している。

(1) 医療費公費負担取扱件数（法第37条、第37条の2）

（平成30年度）

申 請	承 認
227件	213件

(2) 感染症診査協議会

結核については感染症診査協議会を設置し、同協議会において入院勧告及び就業制限、申請医療内容の適否について審議を行った。また、保健所が行う結核健康診断、結核集団発生の対策に関する意見・助言も行った。さらに、結核も含めた感染症の発生時に就業制限等の通知をした際には、意見・助言も行った。

委 員	任 期	開 催
11名	2年	月2回

4 結核健康診断

(12,167千円)

結核の感染の早期発見やまん延の防止を図るため、結核患者やその接触者等に健診を行っている。

平成29年度より結核健診の一部について、東京都北区医師会に委託する事業を開始している。

(1) 結核健康診断実施状況

（平成30年度）

種 別	胸部X線検査 (うち医師会等委託分)	I G R A検査 (うち医師会等委託分)	ツバルクリン反応検査 (うち医師会等委託分)	患者発見数	潜在性結核 発見数
患者管理健診	107件 (52件)	—	—	1人	—
患者家族健診	31件 (8件)	37件 (14件)	0件 (0件)	2人	3人
接触者健診	161件 (42件)	208件 (93件)	6件 (1件)	4人	6人
ハリカ健診	971件 (0件)	—	—	3人	0人
計	1,270件 (102件)	245件 (107件)	6件 (1件)	10人	9人

(2) 日本語学校就学生に対する結核健康診断

（平成30年度）

	実施校数	X線検査	患者発見数
日本語学校健診	6校	845件	3人

5 診療放射線 (平成30年度)

	保健所実施	検診車
胸部X線検査	1,168件	0件

6 結核予防健康教育 (平成30年度)

結核講演会	1回(参加者合計 13名)	対象 高齢者関係機関職員
コホート検討会	1回(参加者合計 12名)	対象 医療機関職員 ・介護支援専門員・区職員
北区ニュースでの啓発	9月20日号 結核予防週間	
結核について	3回(参加者合計 73名)	対象 高齢者施設職員・入所者
結核予防啓発グッズ配布	11月11日 きたく介護あんしんフェア来場者へ配布 600個	

7 保健指導 (平成30年度)

家庭訪問	所内相談	電話相談	文書	関係機関連絡
252件	1,024件	1,917件	1,180件	1,672件

8 結核患者の服薬治療支援実施状況

保健所では、結核患者の服薬を確認するDOTS(直接服薬確認療法)を実施している。保健所でのDOTSに加え、平成19年度からは薬局DOTS、訪問看護DOTSを開始し服薬支援の充実を図っている。

(平成30年度)

保健所DOTS実施者数(延回数)	薬局DOTS実施者数(延回数)	訪問看護DOTS実施者数(延回数)
102名(577回)	0名(0回)	1名(24回)

9 結核発生動向調査事業

感染症発生動向調査の一環として、結核発生および患者管理等について国及び都と情報の共有を行っている。得られた情報は毎年国及び東京都で比較分析されており、その結果等をもとに区での分析・評価を行い結核対策に活用している。

10 コホート検討会

平成31年2月12日、コホート検討会を実施した。

講演会「結核区の現状と最新の治療」

講師：公益財団法人結核予防会 結核研究所 名誉所長 森 亨 氏

参加者：区内医療機関 7か所、訪問看護ステーション1か所、居宅介護支援事業所1か所の職員 12名

第3 新型インフルエンザ等感染症対策

新型インフルエンザ等重症感染症対策として、区内関係機関、庁内関係部署からなる「北区感染症地域医療体制協議会」を設置し、感染症に関する情報提供等を行うことで連携体制の構築を図っている。

また、区「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、発生時の体制整備を進めている。
 北区感染症地域医療体制協議会 平成30年度 1回開催

第4 栄養指導

(6, 250千円)

1 特定給食施設指導

特定給食施設等に対して栄養管理の方法や栄養に関する意識の向上を図るため、電話での相談や巡回等を実施し、指導・助言を行っている。また、栄養技術の向上を図るとともに食生活及び給食管理に対する新しい知識の習得を目的として講習会を実施している。

(1) 特定給食施設等への指導・助言

・指導件数 233件 (うち巡回指導 37件) (平成30年度)

(2) 特定給食施設栄養講習会

・開催回数 4回 参加者数 延257人 (平成30年度)

2 健康づくり推進店制度

区内の飲食店等の協力を得て、代表的なメニューの栄養成分表示や健康に配慮したメニューの提供など、区民が外食をする際に栄養に関する適切な情報を得ることができるよう、食を通じた健康づくりを推進している。また、普及・拡充にあたっては、区民ボランティアである普及サポーターの協力を得て、活動を行っている。

◇登録店実数 129店舗 (うちヘルシーメニューの登録店 76店舗)
 (うちシニア元気メニューの登録店 41店舗)

◇新規登録店 11店舗 (新規ヘルシーメニューの登録店 12店舗)
 (新規シニア元気メニューの登録店 10店舗)

◇業種別登録店舗数 (平成30年度末現在)

業種	そば・うどん	寿司	和食	食堂	レストラン	カフェ・喫茶	
店舗数	22	7	10	8	19	26	
業種	中華	鉄板焼き	カレー	居酒屋	弁当・惣菜	パン	合計
店舗数	11	3	2	6	14	1	129

3 食品の栄養成分表示

食品表示法に基づき、食品の栄養成分の表示に関して、栄養表示基準制度の説明や適切な表示ができるよう、食品事業者等への個別相談を行っている。

・相談件数 12件 14回 (平成30年度)

第5 衛生統計

(1, 611千円)

1 人口動態調査(基幹統計)

毎月発生している出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届書から、人口動態事象を数理的に把握して、公衆衛生、人口問題、その他各種の施策に必要な基礎資料を得ることを目的とする(年間を通して調査)。

2 国民生活基礎調査(基幹統計)

国民の保健、医療、福祉、年金等の国民生活の基礎的事項について、世帯面から総合的に把握し、厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。この調査には、3年周期で行う大規模調査と中間年に実施する小規模調査があり、平成30年度は小規模調査年(対象地区数4)であった。

3 社会保障・人口問題基本調査(一般統計)

人々の生活困難な実態と社会保障給付などの公的な給付、社会ネットワークなどの私的な支援が果たしている機能を把握し、今後の社会保障制度の在り方に関する基礎的知見を得ることを目的とする。

平成30年度は第6回全国家庭動向調査(1地区)が実施された。

4 国民健康・栄養調査(一般統計)

健康増進法に基づき、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため実施する。

平成30年度、当区は該当地区に抽出されなかった。

第6 試験検査

(29,826千円)

感染症予防としての検便や血液の検査及び食品・水の検査等を通じ、区民の健康を守るために行われる各種事業に科学的データを提供して、行政サービスや指導の実効性を高めている。

(平成30年度)

1	感染症関連検査	23,649件
	(1) 腸内細菌検査等（検便検査等）	23,045件
	(2) 結核菌検査（喀痰検査）	0件
	(3) ノロウイルス検査等（患者関係検便）	0件
	(4) 梅毒検査	107件
	(5) HIV検査（抗体検査）	497件
2	臨床検査	13,598件
	(1) 大腸がん検診（便潜血反応検査）	13,598件
3	食品衛生検査	983件
	(1) 理化学検査（食品添加物検査等）	475件
	(2) 細菌検査（食品細菌・調査等）	247件
	(3) ノロウイルス検査等（調理者関係検便）	1件
	(4) 学校・保育園給食細菌検査	260件
4	水質検査	360件
	(1) プール水検査	53件
	(2) レジオネラ属菌検査（浴槽水・給湯水等）	145件
	(3) 浴場・サウナ検査（浴場水等）	144件
	(4) 河川水検査（公園等の水）	18件
5	環境関連検査	16件
	(1) おしぼり検査（細菌・変色・異臭）	6件
	(2) 砂場の寄生虫卵検査	10件
	(3) 落下細菌検査（興行場等）	0件
6	家庭用品検査（繊維製品のホルマリン検査等）	23件

障害者福祉センター

北区における障害者福祉の中核的役割をもつ施設として位置づけ、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的としている。また、十条台区民センター（地域振興室・ふれあい館・子どもセンター・高齢者あんしんセンター）を併設し、地域住民との交流を図っている。

施設概要

名 称	所 在 地	設 置 年 月 日
北区立障害者福祉センター	中十条1-2-18	昭和63年4月1日

1 障害者福祉センター通所施設運営 (51,134千円)

区内に居住する重度の身体障害者を主な対象として、日々の通所により生活の介護と訓練を行い、生活の質の向上を図っている。

(平成31年4月1日現在)

名 称	対 象 者	定員	現員	サ ー ビ ス 内 容
北区立障害者福祉センター	重度身体障害者	42人	36人	身体介護サービス（医療的ケア含む）、機能訓練、社会適応訓練、創作的活動、レクリエーション、健康指導、給食サービス、送迎サービス

2 心身障害者生きがいづくり事業 (3,818千円)

障害者のための教養の向上、社会的交流の促進を図る。

(1) 各種講座の開催

在宅障害者を対象に、創作的活動等を行い、余暇時間の充実、生涯学習の場を提供する。

令和元年度においては、陶芸・パソコン・絵手紙・コーラス・太極拳・書道・キーボード・健康づくり体操教室・籐芸・タブレット・ペン習字・健康麻雀を実施する。

(2) 知的障害者社会参加促進事業

① ライフアップクラブ

中軽度知的障害者を対象に個人の成長発達と社会適応の促進を図るため、創作・料理・教養・行事等のプログラム活動を実施する。

② 土曜レクリエーション

生活の充実、社会性の向上を図るために、音楽を中心としたレクリエーションを実施する。

(3) 自主グループ支援

趣味の講座を修了した後も、創作的活動等を行う自主グループを育成し、活動の支援を行う。

令和元年度 9グループ（陶芸・籐芸・パソコン・キーボード・書道・タピボン刺繍・絵手紙）

3 障害者福祉センター管理 (123,647千円)

(1) 施設提供事業

障害者及び保護者、また、その組織団体に対し、次の施設の貸出しを行う。

- ① 団体活動室
- ② 和室、洋室及び録音・音楽室
- ③ 浴室（障害の程度が1～2級の体幹機能障害者）
- ④ ボランティア室（ボランティアを希望する者）

(2) 障害者施設利用判定審査会

重度心身障害者を対象とした北区内障害者施設の利用希望者の利用の適否について判定するために、障害者施設利用判定審査会を設置している。

4 障害者作品展 (1,332千円)

12月3日から9日の「障害者週間」にあわせて、区民の障害者理解と障害者の社会参加の一助として、障害者団体施設の紹介、作品の展示・販売、障害者週間記念講演会等を行う。

平成30年度実績

実施日 12月8日（土）・9日（日）

入場者数 2,257人

5 手話講習会 (7,160千円)

聴覚障害者に対する理解と住みよい生活環境作りのために、手話ボランティアの育成を目的に講習会を実施している。更に手話通訳者を目指す方のために、より高度な通訳者養成講習を実施している。

(平成30年度)

区 分	実施回数（回）	定 員（人）	修了者数（人）
初 級（ 昼 間 ）	34	40	18
初 級（ 夜 間 ）	34	40	15
中 級（ 昼 間 ）	34	30	24
中 級（ 夜 間 ）	34	30	15
通訳者養成基礎（昼間）	35	20	13
通訳者養成基礎（夜間）	35	20	14
通訳者養成応用（昼間）	40	15	9
通訳者養成応用（夜間）	40	15	4

6 機能訓練(リハビリテーション) (4,249千円)

疾病、負傷等により身体・認知・言語障害のある40歳以上65歳未満の方を対象として、機能訓練(療法別訓練)・高次脳機能障害訓練を実施して日常生活の自立や就労・復職を目指す。

(1) 訓練種別実人数・実施回数・利用者延人数 (平成30年度)

		実施回数	利用者延人数	見学者	実人員
療法別訓練	理学療法的訓練	36	110	6	16
	作業療法的訓練	37	109	8	
	言語療法的訓練	40	205	11	
合計		113	424	25	
高次脳機能障害訓練	高次脳機能訓練	38	367	7	18
	調理訓練	2	19		
	外出訓練	2	18		
	高次脳家族会・家族教室	9	74		16
合計		51	478	7	
自主グループ	ゆりかもめの会	13			13
	おしゃべりの会	8			8

機能訓練事業(療法別訓練・高次脳機能障害訓練)実人員23名

(2) 高次脳機能障害者訓練利用者交流会

高次脳機能障害訓練利用者・訓練修了者とその家族を対象として、情報交換や交流を目的として年1回交流会を行っている。

実施日：平成30年11月2日(金)

参加者：7名(利用者5名・修了者2名)

(3) 高次脳機能障害講演会

高次脳機能障害について本人・家族を含む関係者の理解・啓発を目的として講演会を行っている。

①実施日：平成31年3月27日(水)

「高次脳機能障害のある方の回復を促す要因」(区民向け)

参加者：74名

②実施日：平成30年6月2日(土)

「地域で支えるケアマネージャー・介護職のための高次脳機能障害」(介護職向け)

参加者：28名

(4) 高次脳機能障害専門相談・一般相談(医療・就労・社会資源・障害に関して)

高次脳機能障害専門相談は、18歳以上の方を対象に本人・家族・医療介護等の関係者を対象して月1回程度公認心理士が対応し、一般相談は来所・電話による相談を保健師等が対応している。

専門相談：6件

一般相談は来所・電話による相談を保健師等が対応している。

一般相談：352件

7 障害者福祉施設運営

(1) 赤羽西福祉工房運営 (189,984千円)

重度の身体障害者に対し、日々の通所により生活の介護と訓練を行う施設。

(平成31年4月1日現在)

名 称	所 在 地	定員	現員	設置年月日
北区立赤羽西福祉工房	赤羽西5-7-1	48人	40人	平成7年4月1日

指定管理者 社会福祉法人 北区社会福祉事業団

(2) 王子福祉作業所運営 (106,645千円)

雇用されることが困難な知的障害者に対し、設備を提供し仕事の実習及び生活支援を行う施設。

(平成31年4月1日現在)

名 称	所 在 地	定員	現員	設置年月日
北区立王子福祉作業所	王子2-19-20	60人	53人	昭和55年3月1日

指定管理者 社会福祉法人 北区社会福祉事業団

(3) 赤羽西福祉作業所運営 (112,626千円)

雇用されることが困難な知的障害者に対し、設備を提供し仕事の実習及び生活支援を行う施設。

(平成31年4月1日現在)

名 称	所 在 地	定員	現員	設置年月日
北区立赤羽西福祉作業所	赤羽西5-7-5	55人	43人	昭和54年4月1日

指定管理者 社会福祉法人 北区社会福祉事業団

(4) たばた福祉作業所運営 (59,976千円)

雇用されることが困難な知的障害者に対し、設備を提供し仕事の実習及び生活支援を行う施設。

(平成31年4月1日現在)

名 称	所 在 地	定員	現員	設置年月日
北区立たばた福祉作業所	西ヶ原1-19-12	20人	17人	昭和60年4月1日

指定管理者 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

(5) 若葉福祉園運営 (265,297千円)

18歳以上の重度知的障害者に対し、社会生活能力の向上と自立に必要な作業、生活、健康づくり、計画相談等の支援を行う施設。

(平成31年4月1日現在)

名 称	所 在 地	定員	現員	設置年月日
北区立若葉福祉園	赤羽西6-9-2	57人	50人	平成5年4月1日

指定管理者 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

(6) あすなろ福祉園運営 (242,412千円)

18歳以上の重度知的障害者に対し、社会生活能力の向上と自立に必要な作業、生活、健康づくり、計画相談等の支援を行う施設。

(平成31年4月1日現在)

名称	所在地	定員	現員	設置年月日
北区立あすなろ福祉園	王子6-4-6	50人	49人	昭和55年3月1日

指定管理者 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

(7) 神谷ホーム運営 (9,920千円)

就労または就労継続支援施設等へ通所している知的障害者で将来の自立を希望している方を対象に、生活の場を提供し、地域社会での自立生活の支援を行う施設。

(平成31年4月1日現在)

名称	所在地	定員	現員	設置年月日
北区立神谷ホーム	神谷2-3-8	4人	2人	平成7年2月1日

指定管理者 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

8 身体障害者グループホーム運営費補助 (14,638千円)

日常生活を営むことに支障のある重度身体障害者に生活の場を提供する法人設立の重度身体障害者グループホームに対し、運営費補助を行う。

対象施設

重度身体障害者グループホーム「やじろべえ」

9 地域活動支援センター事業 (25,560千円)

北区立障害者福祉センター2階の「北区障害者地域活動支援室支援センターきらきら」において、障害者がより豊かに地域生活を送るために、創作的活動又は生産的活動の機会の提供や相談支援等を行う。

(平成31年4月1日現在)

単位：人

登録者数	男	女
373	224	149

(平成30年度実績)

単位：人

延利用者数 合計	基礎的事業		機能強化事業		
	創作的活動等	ボランティア活動等	生活支援	相談支援	その他 (当事者活動への支援等)
16,872	831	193	5,113	10,735	128(回数等)
	小計 1,024		小計 15,848		

刊行物登録番号
31-1-015

事務事業の概要と現況

健康福祉部・北区保健所・北区福祉事務所
(令和元年5月発行)

発行 東京都北区健康福祉部健康福祉課
東京都北区王子本町一丁目15番22号
電話 3908-9015